

横井小楠の暗殺をめぐる事件と 「天道覚明論」をめぐる問題

源 了 圓

- 序 事件の背景
- 第一部 横井小楠の暗殺をめぐる事件
 - 一 小楠の暗殺と政府の対応
 - 二 古賀大巡察の熊本派遣と彼のもたらした「天道覚明論」
 - 三 小野小巡察のもたらしたものとそれをめぐる政府内の葛藤
 - (1) 小野小巡察のもたらした「横井平四郎罪悪証迹」
 - (2) 「横井平四郎罪悪証迹」をめぐる政府高官と弾正台・民間浪士との葛藤
 - (3) 大阪の古本屋の秘密地下出版と五冊の秘密文書の執筆者の問題
 - (4) 五冊の本の筆者の問題
 - 四 大宮司阿蘇惟治の召喚
 - (1) 大宮司の対応と「天道覚明論」の執筆者問題に対する彼の態度
 - (2) 大宮司の小楠の暗殺をめぐる事件の本質についての洞察
 - (3) 大宮司の提出した「心組」件々の内容
 - (4) 裁判の終結
- 結び
- 追記

- 第二部 「天道覚明論」をめぐる問題
 - 一 「天道覚明論」の内容の検討
 - (1) 「天道覚明論」の作者は小楠ではないことの推論
 - (2) 「天道覚明論」というタイトルの検討
 - 二 「天道覚明論」と「東臯野人文書」の筆者の問題
 - (1) 「天道覚明論」の筆者
 - (2) 小楠と楠本碩水
 - (3) 「東臯野人文書」の筆者
- 小結

序 事件の背景

ここで横井小楠の天皇観を問題とするのは、彼の国家観の一側面を明らかにするためである。小楠の理想とする国家は、書経の中に展開された「三代之道」をこの世において実現することをめざす国家である。それは、人間の心の中の「惻怛^{そくたつ}」という道徳的感情を基本とし、これを「誠」という徳に昇華し、それを「惻怛の誠」として統合して、さらにそれを「仁政」によって民の中に浸透させる王道政治の理想をもった為政者によって統治される国のことであり、そのような道徳の面での上なくすぐれるだけでなく「智」の面でもまたそのようにすぐれた人——ないしはそのような存在となろうと努力精進してやまない人である。このような人物を「聖人」という。そのような「三代之道」¹⁾「三代之治道」の理解は、小楠が長岡監物、下津休也、荻昌国、元田永孚らと結んだ熊本実学派の共有するものであった。小楠は中でも最も尖鋭にその理想を追求したが、彼らとは違って、後には学校派、実学派、尊攘派として対立する政治集団となる熊本尊攘派の有力なメンバーとしても活躍する。この熊本尊攘派のリーダーは、林櫻園²⁾という、熊本藩士ではあるが賀茂真淵、本居宣長の国学思想を実践化した神道思想家であり、それだけでなく一切経を二度も読了、儒教・老莊・兵学にも通暁するだけでなく、蘭学にも通じていたという、たぐい稀な人物であった。小楠は神道思想には関心を持たなかったが、その頃恐らくこの櫻園という人物の人的魅力とその独自の経世論に魅かれて、このグループに入ったのであろう。そこには後に吉田松陰の親友になり、寺田屋事件で落命した宮部鼎蔵も、神風連の乱を起した太田黒伴雄、加屋霽堅も、そして「天道覚明論」事件に深い関わりのある阿蘇神社の大宮司阿蘇惟治もその有力なメンバーの一人であった。

ところで米国のペリー提督やロシアのプチャーチン提督が開国を求めて嘉永6年(1853)に来日した時、小楠はこの問題を真剣に受けとめ、彼らが「有道の国」の代表として開国を求めて来日したのであれば開国を認めてもよい、という考えに至った。しかし現実的には彼らの国は「無道の国」であったり、開国の求め方はわが国の法に反する「無道」のやり方であるから、彼らの要求に応ずるわけにはいかない、というものであった。(『夷虜応接大意』)。

ところで小楠は安政2年(1855)の夏に『海国図志』を入手し、それを徹底的に読み、その上で同居していた弟子で医者でもあった内藤泰吉と百日間も立場を変えてディスカッションをして、米国ならびに欧州諸国は道有る国だから積極的に開国すべきだという結論に到達した³⁾。この時小楠の「有道の国」の「道」の捉え方が嘉永6年の『夷虜応接大意』当時における欧米諸国の対外関係、特にアジア諸国への態度への注目から、それらの国の自国の人民への統治の姿勢への注目へと、それらの国々を評価する小楠の視座が変わっていることは注目すべきことであろう。

とくに小楠が感銘したのは、米国の初代大統領ジョージ・ワシントンが大統領の地位を世襲でなく、最もその地位にふさわしいと考えた末、アダムスに譲位したことである。そして米国の政治・社会のしくみが中央も地方もすべて公共の精神に貫かれ、会議による討議とその上での投票によって事が決まるというやり方、そして開かれた心で万国の長を学び、そのことによ

って産業の後進性を脱して民の繁栄、福祉の向上、それに基づく国力の増進が実現し、しかも平和を追求して止まない態度を知って、小楠にはそれは堯舜の治の理想が現実化されたものと思われたのである。そしてその中でも、ワシントンの大統領の地位の世襲主義の否定は、堯舜の禪譲を現代において現実化したものとして、彼に深い感銘を与えた。それが詩として結晶したのが「人君何天職。代天治百姓。自非天徳人。何以愜天命。所以堯異舜。是真為大聖。迂儒暗此理。以之聖人病。嗟乎血統論。是豈天理順。」（「沼山閑居雜詩」。山崎正董『横井小楠』遺稿篇 880 頁。以下この本については遺稿編〇〇頁と表記することにする。）という詩である。これを書き下し文にすると、「人君何ぞ天職なる。天に代りて百姓（人民）を治むればなり。天徳の人に非ざるよりは。何を以てか天命に愜はん。堯の舜に異する（帝位を譲る）所以。是れ真に大聖となす。迂儒は此の理に暗く、之を以て聖人の病となす。嗟乎血統論。是れ豈に天理に順ふものならんや。」

ここに言う「人君」は藩主にも将軍にも天皇にも当嵌まるものであろう。当時の武士社会のすべての人を敵にまわすような内容の詩である。当時天皇は権力をもたなかったから天皇は含まないという言訳もあろうが、堯と舜、ワシントンとアダムス等の関係が小楠では問題になっているのであるから当然天皇も含まれる。そしてそれは当然小楠の仲間であった熊本尊攘派の人々の間には君に対する忠誠心に反し、仲間への信義を裏切るものとして鼎が沸くような憤激を与えた。当然そこでは小楠の新しい考えは天皇そのものの存立に関わる問題として小楠が批判される。ただこのことをめぐって安政 3、4 年の間に櫻園門下の人々が書いた資料は今日まで見当たらない。ただ安政 3 年に帰国した河上彦齋は同志たちの小楠批判が只ならぬものであるのに気づき、安政 4 年に小楠宛に次の書簡を送っている。

河上彦齋謹呈書⁴⁾

横井先生 先生之声轟耳也久 雖欲歛風慕実求一見 俗事不得寸暇 遂回循六七年 於此也一端役東都 丙辰年帰 先生則離都移沼山津 此隔境二十里余所 非得一日暇不能詢問 遂亦過一年也 而近日聞 先生声寂然亦大異於前日也 嗟呼可恠哉 彦齋竊意 先生篤学潔行一藩之望也 何得有自惑外物而是等之実 是必伝者大愆也 雖然物先腐而後蟲生 人自毀而後論起 先生今日大声想必有原聞 知者千慮有一失 愚者千慮有一得 彦齋愚陋固無論 雖然常竊自許非無報国之志者也 是以猥自不顧其分 為国家欲求一見吐至陋之所懐 先生幸恕之 謹可叩静門 彦齋恐懼

自拜

右奉呈

横井老先生机下

以下述べるところは当時（安政 3、4 年）の記録ではないから、その点資料としての価値は劣るけれども、基本的には間違いのないと思われるので、「人君何ぞ天職なる」のこの人君は藩

主だけを指すのか、將軍はどうか、と拡がり、そして天皇にまで及ぶという話になって、阿蘇大宮司惟治が天皇にまで及ぶのかと息巻いて問い詰めた時の小楠の答えについて、大宮司は明治3年2月13日に神祇官に提出した文書の中で以下のように記している。「先年横井平四郎儀 本朝之 百王一系統と申候者元来 天照太神^(マツ)之御私ニ被為出候との論を唱候ニ付私儀議論合不申絶交仕候儀最初彈正台御聞込之通少も相違之筋無御座候事」(『肥後藩国事史料』巻10、386頁。以下、国事史料と表記。)とあるように、二人の対話の中でさきに引用した「人君」の話に誘発されて、大宮司がその「人君」の内容が「天皇」に及ぶということになった時に小楠が言った答えが「天壤無窮」の神勅が天照大神の「御私」に出たということであったので、それ以後櫻園門下では小楠の新しい思想をめぐっていろいろの解釈が誘発されたものであろう。大宮司に対するこの小楠の答が一回の対談で出てきたのか、何回かの対談の結論として出てきたものであるのかはよく判らないが、それを聞いた大宮司のショックは想像に余りある。林門下の人々の大方は神道家たちであったから、大宮司の受けた衝撃はまた彼らの衝撃であった。大宮司は冷静にこの考えが「廃帝論」を導き出さないかを怖れただけであるが、この論を唱える小楠は「廃帝論者」であるという臆見が拡がって、それが関西の尊攘論者たちの間に拡がっていったということは当然あり得る。後者の件は後で検討することにして熊本の問題に帰ると、大宮司の話では、長岡監物は小楠と訣別した理由の一つに小楠の神勅についての新しい解釈があると語っていたということであるが、そうならこれまで「明德」派对「新民」派の対立とのみ理解していた問題はもう一度考え直さねばならない。そしてこの問題は、たんに神道主義者たちだけの問題ではなく、たとい水戸学を信奉しているのでもなく、会沢安(正志齋)の神勅を基礎として天皇を国家の中の最高の権威として位置づけ、その伝統によるものとしての幕府の権威づけという朝幕関係を奉じていて、それが元治・慶応年間の倒幕派になった多くの尊攘の志士たち——明治政府を担う大部分の高官たち——にとっても神道主義者たちにとっても同等の重大な問題であった。

「天道覚明論」が大きな問題となったことについて、これまで述べたような背景があったことはご理解いただいたと思うのでこれを導入として、以下小楠の暗殺と暗殺者の処分の問題がどのような政治的事件として展開したかということを検討しよう。

第一部 横井小楠の暗殺をめぐる事件

一 小楠の暗殺と政府の対応方針

明治2年の1月5日(太陰暦)、長く病床にあった小楠は久振りに宮中での太政官の会に出席、その帰途に浪士たちに襲われて、病後であったにも拘らず短刀を抜いて抵抗したが、多勢の力に抗しきれず死をとげる。

暗殺者たちは彼らへの同情力もあって皆逃れてしまったが、一番最初に捕らえられたのは十津川郷士の一人柳田直蔵であった。彼が懐にしていた「斬奸状」は次のごとくである。

此者是迄の姦計不逞枚挙候共姑舎之。今般夷賊に同心し天主教を海内に蔓延せしめんとす。邪教蔓延致し候節は皇国は外夷の有と相成候事顯然なり。併 朝廷御登庸の人を殺害に及候事深く奉恐入候へ共、売国之姦要路に塞り居候時は前条の次第に立入候故不得已加天誅者也。

後で捉えられた上田立夫、土屋延雄（土屋は森鷗外の小説『津下四郎左衛門』の主人公津下の別名）、前岡力雄らの「口供書」もほぼ同じ内容のものであり、この事件は「キリスト教」をめぐる問題として理解されている。そして暗殺者の一人、鹿島又之丞の「口供書」の一節「徴士横井平四郎殿先年来洋説を信じ、恐多くも□□（廢帝）之儀杯相唱、其外奸曲之聞へ不少候処抜群相成候。」とある部分は見過されがちである。鹿島の口供書の大半は、小楠が「耶蘇教を海外^(ママ)とも弘張せしめん」としていることへの批判と怒りで占められていたからであろうか。ところで鹿島によって書かれたこの目立たない2、3行の文で書かれた問題こそ、小楠を討つべしと思っている人々にとっては、表面はキリスト教問題のように見えながら、実に最大最深の関心事であった。事実、事件の展開は小楠がこの「廢帝論者」であるかどうかという問題をめぐってなされていくのである。

政府の中枢部では、政府要人の暗殺者の処分については、早くから方針が決まっていた⁵⁾。少しでも甘い姿勢を見せると、次から次に要人は政府の改革に不満をもった者に暗殺される。当時の政局の状況から政府の断固たる方針は尤もであった。事実、小楠の暗殺以後大村益次郎が暗殺され、さらに廣沢参議も暗殺された。政府の要人たちは、次は自分の番と戦々恐々としながら、一致結束してこのような姿勢を保っていたのである。

ところで小楠が暗殺された当時の刑法官の知事は小楠への熱烈な批判者の大原重徳であるが、版籍奉還以前の時代であったから、政府の管轄地域は狭く、最初の内はまだ充分の作動はおこなっていない。明治2年5月13日の政体書発布、6月17日から25日に渉る版籍奉還という制度上の大変革が行われて刑法官の知事が正親町三条実愛、副知事が佐々木高行となってはじめてその裁判が本格化し始めた。というのは知事の正親町三条実愛は体調悪く、実質上の責任者佐々木は公正でしかもしっかりした人物であったからである。彼は、明治政府の高官は天皇によって選ばれた中興の士であるから、迅速にしかも厳刑を以て裁判を終えるべきだと考えていた。当時はまだ政府の力は弱く、徒に判決を延ばすと政局の危機を招きかねないと判断していたからである。政府の中核的位置を占めていた岩倉も大久保も、同様の考えをもっていた。しかしそれが終結するには1年10ヶ月の歳月を要した。その理由は、横井小楠は西欧文明の受容に熱心であり、しかも国禁であるキリスト教に共感をもち、もしかしたら信者であり、日本をキリスト教化しようという考えをもち、さらに彼は『海国図志』を読んで米国の共和制に心酔し、日本を共和国にしようと思っている廢帝論者であると疑う人もあったということと、この大宝律令、養老律令をモデルとして作られた当時の官制では、民事事件は民部省の管轄下にあったということのほかに、刑事事件を取り扱う機関が刑法官と弾正台という二つの組織に分れ、しかも両者の関係は相互に牽制し合って事が容易に決まらないという組織の面の不備と

が重なった。(これらの細かい叙述は、第一部の末尾に加えられた「追記」を参照されたい。)

これらの制度的な問題があるにも拘らず、いろいろの難局を乗り越えてこれを解決に導いたのは佐々木高行の尽力によるところが大きい。終始一貫基本方針を貫いた佐々木であったが、しかし彼とても耳を傾けざるを得なかったのは、大原や弾正台側の、小楠は国賊であり、逆罪を犯したという声であった。そのように主張するのであれば、小楠が国賊であるという証拠を出せということになって、弾正台では百日間の猶予を貰って、熊本に古賀大巡察、備前には小野小巡察を派遣することになった。

二 古賀大巡察の熊本派遣と彼のもたらした「天道覚明論」

古賀は九州巡視の名目で、実際は熊本で小楠の罪迹を探ろうという意向をもっていた。熊本に着くや、公的な命令書では最終目的地となっている鹿児島には病氣と称して代理の者を派遣し、熊本ではまず最初に会うべき藩の応接係小橋恒蔵(勤王派)との面会を延ばし、その間櫻園門下の人々と往接を重ねたという。(堤氏論文による。)その間、恐らく櫻園門下の方では阿蘇大宮司と打ち合わせする作業をしていたことであろう。古賀十郎は柳河藩士であるが、柳河では家老立花壱岐が元気だった間は勢力のあった肥後学(横井小楠の実学を信奉する一派)への反対者で、肥後では佐久間象山の暗殺者河上彦斎とも親しく、敬神党の太田黒伴雄、加屋霽堅とも親しかった人物とされている。

熊本での所用を済ませた古賀は、10月6日に同地を去って阿蘇に向かい、10月7日に阿蘇神社に参拝すると、大宮司阿蘇惟治からの前夜拝殿に投げ込まれていた「天道覚明論」という文書を渡された。それと共に

「上封 阿蘇大宮殿 長谷信義
別紙入御直披」と封して、

当神前に壱封之書翰奉供致置候間明拂曉正に御落掌可被成候也

長谷信義

十日

大宮司殿

として、

別紙壱冊今度大巡察司当地へ巡察に相成候に付吾党十三人直に巡察司目通に呈し度存候
処多人数相憚り幸に貴殿勤王有志なるを聞き依之巡察に御取次呈進被下度奉願入候也

集議局十三人之内

長谷信義(花押)

十月

と書かれていた。そこには次の別紙が入っていた。これを仮りに「東臯野人文書」と呼び、以下この文書と「天道覚明論」との二者を次にししておくことにする。

吾師横井平四郎所著一昨夏吾師に隨ふこと二月一夕閑時模写して以て平常暗誦して吾固陋を活達するの補けとし殊に秘蔵せし候処当正月横井於京都斬戮に遇ふ事を聞又疑ふ吾師の如き大徳發明の人匹夫匹婦のために害に遇ふ理なしと 研窮日久しく一朝漸く横井の所見大に違ふことを悟り後悔又久し豈に図むや今般大巡察司来るを聞き昔日の過を改め横井の識見実に世に大害を為す大に可禁事を示し給はむ事を所希也 大宮司に依りて以て一冊を奉呈候 恐々敬白

十月

東 臯 野 人

天道覚明論

夫宇宙の間山川草木人類鳥獸の属ある猶人身体の四支百骸あるが如し 故に宇宙の理を不知者は身に首足の具あるを不知に異なることなし然れば宇宙ある所の諸万国皆是一身体而無人我無親疎の理を明かにし内外同一なることを審かにすべし

古より英明の主威徳宇宙に博く万国帰嚮するに至るものは其胸襟濶達物として容れざるはなく其の慈仁化育心口天と異なることなき也如此にして世界の主蒼生の君と可云也其見小にして一体一物の理を知らざるは猶全身痿れて疾痛痲痺を覚らさると同じ百世の身を終るまで解悟なすこと能はず亦可憐乎

抑我日本之如き頑頓固陋世々 帝王血脈相伝へ賢愚の差別なく其位を犯し其国を私して如無忌憚嗚呼此私心浅見の甚しき可勝慨嘆乎然るに或云堂々神州參千年 皇統一系万国に卓絶する国也と其心実に愚昧猥りに億兆蒼生の上に居る而已ならず僅かに三千年なるものを以て無窮とし後世又如此と思ふ夫人世三千年の如きは天道一瞬目の如し焉ぞ三千年を以て大数として又後世無窮と云ふことを得んや其興廢存亡人意を以て可計知乎今日の如きは実に天地開闢以来興張の機運なるか故海外の諸国に於て天理の自然に本つき解悟發明文化の域に至らむとする国不少唯日本一国叢爾たる孤島に據りて

帝王不代汚隆なき国と思ひ暴悪愚昧の君と雖とも堯舜湯武の禪讓を行ふ能はされは其亡滅を取る必せり速に固陋積弊の大害を攘除して天道無窮の大意に本つき孤見を看破し宇宙第一の国とならむことを欲せずむはあるへからず如此理を推究して遂に大活眼の域に至らしむへし

丁卯三月南窓下偶著 小楠

右書類は十月七日阿蘇宮神前に差置有之候間同夕社家より差出候に付前夜差置候儀と相見候事

明治二年

(ここに連記された文書は国事史料巻 10、207-9 頁に拠る。なお原文には段落がないが、説明を容易にするために三節に分けることにした。)

「東臯野人」の言によれば「天道覚明論」は小楠の書いたものであり、東臯は小楠の弟子でこの言を信じていたが、師の暗殺の報に接してなぜ師のような徳ありかつ聡明な人が「匹夫匹婦」に害されたのかと考えると師の言は間違っている、それは世の大害をなす説であるということが判った。そこで横井の説を信奉した自分の過去を悔い、横井の説が世の大害をなすことを世に知らせたく思い、横井の「天道覚明論」を大宮司殿を介して大巡察殿に届けるものだというのである。

「天道覚明論」を入手した古賀は熊本に帰り、藩の応接係小橋に挨拶した上で帰洛した。しかし京都の方では、これでは廢帝論の証拠にはならないということになり、横井平四郎の著という「天道覚明論」の来歴を熟知している者を至急携帯して上京させるよう大宮司阿蘇惟治の方に通達した。

なお古賀大巡察を迎えた熊本藩では、同藩の「御奉行所根取京都詰」の松本彦作が、事件当時弾正台に勤めていたが愛想をつかして兵部省に移っていた熊本藩士兵部権少丞藤村某(紫朗のこと、幕末には熊本尊攘派に属し、兄は文久 3 年に江戸で横井らを襲撃した黒瀬市郎助である)に詰所に来てもらって、弾正台ではどういう事情で古賀を派遣したのか、古賀という男はどういう人物なのか、この事件を藤村はどう捉えるか、ということについて聞いてその答を書き留め、藩の方に送っている。藤村は「全体弾正台当時在勤之役々は古勤 王偏固之輩而已ニ而或つまらぬ草莽之徒にも交候位之事ニ而弾正之儀ハ別而之重任正義廉直之輩屹と御精選無之候而ハ難相成候処右之通之次第ニ而既ニ先頃藤村在勤中見込建言筋モ有之候共致徹底致兼辞職候位之事ニ而弾正台中之人物巡察罷越彼是鼓動いたし候共決而御動無之様有御座度」と現在の弾正台の構成やそのあり方に対して非常に批判的である。そして大巡察古賀に対しても「此節大巡察古閑何某と歟申ものハ藤村も於弾正台能素性を存居候もの、由ニ而大ニ致冷笑前段之次第も嘶仕候」(国事史料巻 10、258-9 頁)とまったく信頼していない。藤村が思想的には小楠の批判者であっただけに、彼のその頃の弾正台や古賀大巡察についての批判は客観性をもったものとみなせよう。

なおこの事件についての藤村の見解は「平四郎儀以前如何様之邪説唱候儀有之候とも今回之御一新至候而ハ耳目替り正義ニ相成居候哉も難測処 万一日説ヲ取今日を邪ニ陥候様之儀有之候而ハ難相濟 其上平四郎も朝廷より被為 召位階を賜朝臣ニ被 仰付候ものを浪士之身分ニ而及殺害候ハ 朝廷を不憚不屈之次第ニ而、よしや奸物と見込候ハ、 当節言路も御洞開之御国害之筋建言之道も有之候」のにそういう道を取らず殺害に及んだのは重畳けしからぬ罪状である、という見解を示している。政府の役人として大変公平な見解で、彼がのちに神田孝平らとともにすぐれた地方官として讃えられたのは尤もだと思う。それはともかく、このような情報に接して、熊本藩ではこの事件に対しては至極冷静な態度をとったようである。

三 小野小巡察のもたらしたものとそれをめぐる政府内の葛藤

(1) 小野小巡察のもたらした「横井小楠罪悪証迹」

弾正台では熊本の古賀大巡察のほかには備前の方に小野小巡察を派遣した。備前というのは藤本鉄石が備前の人で、彼の許に小楠が廃帝論者であることを証拠立てる文書があるということが尊攘浪士の間で信ぜられていて、その寡婦が備前にいるのでそこに行けばきっとそれがあるだろうという見当であった。熊本の古賀につづいて小野は備前に出かけたが、鉄石の寡婦の家にはそれらしきものは何もなかった。

その帰途小野は京都で巢内信善⁹⁾に出会った。巢内は四国大洲の出身者で、彼もまた小楠をつけねらっていた勤王の浪士であった。そして自分の家に小楠の暗殺者の一人前岡をかくまっていたことが後日判明している男である。この巢内が「横井平四郎罪悪証迹」という罪状書をもっていた。それは次のごとき内容のものであった。

藤本津之助(号鉄石)曰ク横井平四郎ハ天地ニ容ラレサル大罪人也 其故ハ詭辯ヲ以湯武革命ノ理ヲ主張シ我国ハ 天照太神^(アマテラス)之私言ヨリ帝王血筋相伝トナリ 武烈陽成彼桀紂ニ同シキ暴君ト云トモ之ヲ放伐スル者ナシ 故ニ門閥ヲ尊ヒ俊傑アリト云トモ沈淪シテ其才能天下ニ顕ハレス 幕府モ京師ニ掣肘セラレ莫大ノ功ヲ成スコト能ハス 是彼血筋相伝之非説ヲ墨守スルノ固陋ヨリ 蕞爾タル孤島ヲ神明之國ナト、妄ニ自ラ尊大ニシテ未ター一人之万国洞観ノ大活眼ヲ開ク者ナシト云 其所著天壤非説大意如此 此即廢帝論之由テ起ル所ナリ 嗚呼是邪説忌憚ナキ者ニアラスヤ 若シ彼ヲシテ廟堂之上ニ在ラシメハ馬子直駒ノ大逆ハカルヘカラス 可憎可畏

此書ハ津之介ヨリ其画友村山荷汀^{越後}人ニ与ヘシ也 荷汀之所持ノ由(国事史料卷 10、240 頁)

なお管轄外なのに民部省正木昇之助の家来益田金蔵が大坂の古書店探訪によって得た書類には、横井小楠の著作として「廃帝論」「天壤非説」「天照大神私言」「武家非録」「公武謏言」の名前がしるされている。なお探す本は一冊も出てこなかった。(この件については後述。)

小野・巢内も後を追うように大坂に探しに行ったが、何の収穫もない。小野はそれ以前に関西に来ていたと思われる藤村紫朗(前述)の小楠批判の言を聞いたが、その折藤村に上野堅吾(後に神風連の乱で仆れる)から聞いた話として次のことを聞かされた。それは、十年ほど前に小楠は「有徳者天下ヲ有ツヘシ 皇統一系尤モ不可ナリ 合衆国ノ例ニ倣ヒ四年限入札ヲ以テ大統領ヲ立^{たて}君臣義ヲ廢シ五倫ヲ四倫トシテ可也」と語ったという。(国事史料卷 10、241 頁) そのように語っていたことは間違いのない事実だろうし、それは小楠が『海国図志』を読んで精神が昂揚し、自分の新説を周囲の人に説き、とくに敬神党を核とする熊本尊攘派との間で烈しい論戦を闘わしていた時のことであろう。その時の論拠になっていたことが万延元年(1860)に書かれた『国是三論』の中にも展開されているが、その時は小楠は自分の考えの主張としてそれを記しているのではなく、米国での客観的事実として述べている。私はこの微妙な

変化は、小楠の熱がさめて冷静になり、この米国の制度はそれはそれとしてよいが、そのまま日本に適用していいものかどうかということへの判断中止の状態にはいったことの徴候だろうと思っている。それはそれとして上野堅吾が言っていることは、『国是三論』に書かれている小楠の米国賞讃の一部分であり、議論の過程でその部分だけを小楠が強調したのか、上野がその部分だけを印象強く自分の記憶の中に刻印したものか、はっきりしたことは判らないが、この議論は廢帝論へ傾く強い傾向を示すが、まだそこには至っていないものである。(国事史料巻10、241頁)

ただ検討事項としては小楠自身の中で米国の大統領賛美の説が「廢帝論」にまで膨らまなかったかどうかということがある。そこがはっきりしなければ「廢帝論」を小楠の論と信ずる人々を説得することは難しい。ところでもし小楠が「廢帝論」を主張するなら幕末の時局も次第に進んで孝明天皇の攘夷論が開国の歩みを妨げている時こそ「廢帝論」が主張されてもおかしくはないだろう。しかしその時の小楠は「幕府之私・誠意の不足」を責め批判する気持はあるが、朝廷に対してはそのような言はまったくない。現実の統治の権限を幕府に托してある以上、その責任はまったく幕府にあり、天皇が攘夷の気持ちをもっておられたら、誠意をもってそのお考えが不適切である旨説得するのは幕府の課題であると考えていたように思われる。そしてもし天皇が開国を承知されない場合は「幕府は断然政權を返上する事に覚悟を定め」(「続再夢紀事」第一、121頁)るべきだということを徳川慶喜に進言している。小楠が廢帝論者でなかったことは、この文久2年10月7日の慶喜への進言においてははっきりと示されている。(なおこのことは、徳永新太郎『横井小楠とその弟子たち』評論社、152頁に指摘されている。)

彼が福井藩に乞われて藩や松平春嶽の政治の顧問として江戸にあった当時、その見識を知って幕府に仕えることを頼まれた時、小楠はその申出を辞し、それでも強要されたら職務を辞して帰郷すると言っていたのは、日本国の政府である幕府に政策立案については協力してはいるけれども幕臣にはならないというのは、尊皇論者として出発し、尊攘論から離脱し、血統論は否定しても皇室を尊崇する気持をもちつづけた小楠の、自分に課している節度の一線であったように思える。

その後巢内信善(前出)は、知合の岡藩の矢野東が同藩の毛利莫とたまたま大坂の肥後藩邸で会った時、毛利の父が横井の「廢帝論」、「天壤非説」を所持していたという話を毛利がしたのを聞いて、知合の堺県知事の小河弥右衛門——小楠とは彼が開国論に転向する頃まで文通を交わしていた関係(遺稿編614-8頁)であった。もちろんその後は関係が切れていた。——が鶴崎に帰るのを知っていたので、鶴崎にいる毛利の親類に竹田の毛利宅に送って貰う手紙を書いて貰って、それを小河に托した。手紙は無事着いたが、毛利の自宅からはその本は見当たらないという返信が届いた。それを聞いた巢内は小野にすぐその旨を伝える。その結果小野は大坂方面の探索を断念し、巢内から貰った藤本鉄石のもっていた「横井平四郎罪惡証迹」の写しを関係書類を添えて弾正台に提出した。

(2)「横井平四郎罪悪証迹」をめぐる政府高官と弾正台・民間浪士との葛藤

話はもとに戻る。この小野小巡察のもたらした「横井平四郎罪悪証迹」をつけた報告書は、さきの古賀大巡察のもたらした「天道覚明論」以下の報告書と共にどういう評価を受けたのであろうか。

刑部省では古賀のもたらした「天道覚明論」については、小楠を国賊と断定するに足る資料とはみなさず、小楠が書いたものとさえ断定できない文書とした。弾正台では不満であったが、古賀のもたらした「天道覚明論」を「廃帝論」の証拠として主張し通すことが無理であるという認識はもっていたらしい。だが小野のもたらした「横井平四郎罪悪証迹」は全文ではなく、一枚の要約にすぎないから証拠としては不十分であるが、内容としては相当の迫力があったようだ。当時刑部大輔だった佐々木高行は明治2年11月2日の日記に「横井一件書類、副島（種臣）参議へ差出候事」として「此件ハ、副島ハ弾正台ノ過激論者ノ肩ヲ持ツノ風アリ、可笑」としてしている。

ところで同11月10日の日記には「今日、横井斬殺人罪行漸ク御決議相成候事。尤モ御決議ニナリタルモ、又々異論起り困リタリ」としてその異論とそれへの高行の反論について「但シ横井ノ下手人ノ義ニ付テハ、大議論有之、屢御評議相成候。其訳ハ、耶蘇教相唱へ候ニ付、国賊也、殺害セルハ尤ト申ス事ニテ、弾正台連中ハ孰モ其論盛也。高行等ハ刑法官ニテ典刑ヲ枉ゲ候事ハ不相成。耶蘇教相唱否ハ不知候得共、朝廷ノ大官ヲ殺害致候上ハ致方ナシ。法律ニ依リ梟首ニ致スベシト類ニ申立候。漸ク申出候通り相決シ候事」としてしている。

ところが翌15日の早朝、三人の者が佐々木邸に押しかけて、横井の殺人死罪に御決議ということだがどうだと言う。佐々木答えて云う。「当職ニテハ御咄シ出来不申」。三人は又云う。「果シテ死罪ニ決シ候ハゞ、天下ノ有志拳ツテ相迫り救ヒ可申」と。佐々木は答えて云う。わが国には「典刑アリ。自分ハ其法ニ依ッテ処置ス。迫り候共致方ナシ。弥差迫り法律ヲ侵シ候ハゞ、是亦其処分ノ外ナシ。余ニ答フベキ言ナシ」と。その毅然たる態度に、彼らは大不平の様子で帰ったとされている。

その後、政府の高官たちの会議の内容が一夜のうちに漏洩するのは安心できないことだ、出所も大体分かっているが、いろいろの事情があり、彼らの前で取乱す態度を示すこともできず、こんな風では政府の権威も立たない、ただ歎息あるのみ、ということをも1月15日の日記はしている。いろいろの勢力の寄せ集めから成る新政府の明治3年当時の実態がよく示されている。佐々木高行は幕末の土佐藩の目付役をやっているいろいろの勢力の入乱れる藩の中でもまれた人だが、あまりに慎重で重厚なために放胆な容堂公には気に入られなかった。しかし判断が公正で、群をなさず自分の所信を貫く生き方は、刑部大輔という役の中で十分に生かされた。

しかし刑部省の長の役はやりにくかった。一つは最初の頃は大原重徳が刑部省の中に佐々木の上役としていてやりにくかったこともあるが、その問題は原が集議院長官に移って解決したけれども、刑部省と弾正台の権限がはっきりせず、就任以来高行は何度も相談し合ったが相

方の歩み寄りはどうとうできなかつた。しかも弾正台に集まった連中には、過激の士が多く、自分の権力をふるいたがっていささかのことででも糾弾する傾向が強く、とくに少忠、大巡察、小巡察のクラスにその傾向が多いと佐々木高行は書いている。(明治2年11月19日)小楠問題の解決が遅れたのにはそういう面も関係していたかもしれない。

事の徒らに延引するのを憂慮していた大久保は、東京から岩倉に書を送って、弾正台の刺客の罪一等軽減の意見は不可であると自分の考えを伝え、みずから京都に行って弾正台に自分の意を伝える許可を得(11月18日)、12月21日、休日を返上して朝9時に参朝、評議をしたが決まらない。23日午前7時佐々木高行が参朝、大久保と評議、暮の29日の10時半、横井の件で佐々木との対談を踏まえた上で弾正台の連中と話合ったが、けっきょく解決の萌しは見えないまま年が暮れた。(『大久保利通日記』第2巻、明治2年11月14日、17日、12月21日、23日、28日の要約)

弾正台には応援があった。明治2年の10月5日に、驚くなかれ、筑前藩が横井平四郎下山人助命嘆願書を刑部省へ出して、突き返されている。

他方、民間の方からも刺客助命運動が繰返され、前記巢内式部(信善)が代表者となって、吉見禎介、和田肇、三輪田綱一郎、伊藤良馬、丸山作楽、中川潜叟、正田源二郎らの連名による建言書が提出された。その趣旨は、暗殺者達の非を認め、全員捕縛された後に一同の「割腹」を命ずるのが至当であるとしつつ、横井の徴用中にその姦を弁ずる眼力をもたなかった当局の非を鳴らし、維新以来逆人と云うとも死する者がいない現状では、これら忠愛の赤子は死一等を減じて、無期の永蟄に処するのが至当である、というものである⁷⁾。この建言書は政府内の暗殺者に好意を持つグループに勇気を与えるものであったろう。明治2年の12月19日に集議院判官照幡列之助から「過日建言伺出之所、歎願の情委細に廟堂に上達貫徹致候由」の報があり、その内「朝廷思召被為在候に付、死罪之儀御延引被仰出候旨御達有之候」の通達が出た。

しかしながら弾正台の成員たちは大宮司がなかなか召に応ぜず、しかも自分たちを無視して神祇官⁸⁾と交渉したこと(後述)に心安からぬものがあつた。彼らは惟治自体を疑い始めていたように思われる。「大宮司平素履踐私怨を以て讒謗スル」所はないかということばはそのことを物語る。さきに示したように彼らは岡藩の矢野東の話を聞いて手を尽くすが無駄であつた。弾正台として打つべき手はすべて打ってお手上げという状態になった。この問題を続けることはしばらく中断して、五冊の秘密文書とその行方の問題に移る。

(3) 大坂の古本屋の秘密地下出版と五冊の秘密文書の執筆者の問題

ここで先ほどの大坂の古本屋について言及したことを想起していただきたい。今度初めて知ったことは、大坂の「天壤非説」の出版元河内屋和助(心齋橋通り)の書いたところに拠ると、出版といっても大規模のものではなく、誰かに刊行を頼まれ、その原稿を三十部だけを写字生に写させてそれを本の体裁にし、出来上がったものを京都の信頼できる本屋に売っている(この折りに烏丸六角の服紗屋勘兵衛には断られている)から、当局の許可を得ない秘密の地

下出版であったということである。恐らく原稿を渡した人は利益を得ることをめざしたのではなく、何がしかの金をみずから出して刊行を頼んだのであろう。その金が個人から出たものか、有志の協力で拠るものであるかよく判らない。刊行の時期を考えると⁹⁾小楠が出版社と契約して正式に出版したのではないことははっきりしているが、第一誰が書いたのかもよくは分からない。恐らく小楠の福井藩を背景とした活動を阻止しようとする人々の政治運動の一環として考えついたものであろう。そして同志たちはこれをまわし読みし、更に書写して小楠憎しの感情がその人々の内に浸透し増幅したものであろう。誰が執筆した人であるかはよく判らないが、執筆者は最初の方に伝えられた天壤非説という考えがどういう風に展開するか自分で小楠の立場になって考え、「廢帝論」「武家非論」「公武言議」へと展開したものであろう。（「天照大神私言」はタイトルから推察すると「天壤非説」の内容に含まれる。ただ原部数が少ないとはいえ、一部もないのは不自然である。戦災を免れた旧家から出てくることを期待する。）

(4) 五冊の本の筆者の問題

ここで最後に、ここで問題となっている「廢帝論」「天照大神私言」「天壤私言」「武家非論」「公武言議」という五冊の著書は実際に存在した本なのか、架空の本なのか。実際に存在した本とすれば、それは小楠の著作なのか、それとも誰か第三者が書いて小楠の作としたのか。もし第三者が書いたとすれば、それは誰なのか。もし第三者が書いたとすれば出版に必要な費用は誰が出したのか。これら五冊の本の謎を解くには、これだけのことを検討しなければならない。

果たして架空の本なのか。これだけ探したのに風評だけで結局一冊も出なかったのは、架空の本だという考えも一応成り立つ。しかしさきに見たように大坂や京都の古本屋の主人の語るところによると、そうは思えない。（あるいは一冊々々書写したものだから、遺族たちはいわゆる本のイメージに基づいてそれらは本ではないと判断したのかもしれない。）恐らく小部数ながら実際に存在したものであろう。

ではそれは果たして小楠の著作であろうか。私はそうではないと考える。第一にこれらの本が発行された頃は福井にいて挙藩上洛のことで必死になっている頃であるから、こんな本を書く余裕はない。それにこんな本を出版することは、自分の政治生命を駄目にするには自明のことだから、こんな時期に小楠がそんなことをするとは考えられない。

それはともかく、この五冊の本が誰によって書かれ、どのような性格の本であろうかを確認するには、これら五冊の刊本が出て、その内容や文体等を検討して見る以外に確かな方法はない。しかし小楠は「天照大神私言」「天壤非説」の基になる考えはつくり、それを彼は公言しているけれども、それから先のそれを本にする作業に小楠は何の関与もしておらず、残る本の内容について何一つ口にさえしていないし、彼の書いたものにおいてそのような考えの痕跡をまったく示していない。だから私は小楠の作とは考えないのである。

「廃帝論」以下の本はどのような本なのかが判らないが、安政5年以後福井藩の顧問となって以後は彼は自分の思想を実現する機会をもったのであるし、万延元年の『国是三論』には「天壤非説」「天照大神私言」の基になるような考えを示しているが、文久元年には松平春嶽が幕府の政治総裁職になったために、小楠はその顧問として藩政に関与することになり、「天照大神私言」や「天壤非説」の問題とは異なる現実政治の直面する問題を必死になって考えねばならない状況になってきていた。思想のラディカルさは減るけれども現実を動かしそれを変革する力があるかに強力になったと言える。

以上は小楠の置かれた社会的状況の面からの考察であるが、自分にはよく判っていて他者からは分かりにくい自己規制力がこと皇室の問題についてはあったと思う。そのことについては前述したのでここでは改めて再びしるすことはないが、そのことは彼を革命的思想家としては不徹底ならしめたが、その代り彼をすぐれた現実改革者としたと私は考えている。

このような小楠に代わってそれを廃帝論にまでもっていったのが、誰として特定することはできないが、秘書「廃帝論」の執筆者であろうと思われる。その人はまた「天照大神私言」「天壤非説」の執筆者である¹⁰⁾。その二著まで考えを煮つめる力があれば、それから「廃帝論」にまで思想を展開することは、その気さえあれば別に難事ではない。「武家非論」「公武讓言」がどんな内容のものかよく分からないが、革命論を社会的次元にまで展開したものであろう。ここまで展開してみて、その執筆者は小楠の思想の持つ潜在的破壊力に驚き、あらためて「廃帝論者」として小楠を告発する気になったのではあるまいか、

私は初めその執筆者は大宮司阿蘇惟治ではないかと考えていた。彼はそれを考える力があり、また本の刊行費を出す財力もある。しかしこの論文を書いているうちに大宮司ではあるまいと思直した。資料を繰り返し読むうちに、大宮司が小楠に対してアンビヴァレントな気持ちをもってすることに気づき、けっして憎悪の感情のみを抱いているのではないことに気づいたからである¹¹⁾。彼は神道の将来の在り方の社会的次元の展開については師の櫻園の考え方¹²⁾より、むしろ小楠の考え方の示唆を受けていた。しかし天照大神を絶対視しない小楠の考えは恕せなかった。(後述「心組」件々のところを参照されたい。)まさに「アンビヴァレント」な関係である。それ故に「天道覚明論」の執筆者の責任を死せる小楠に押しつけることをしなかった。それは彼が「天道覚明論」の執筆者であることを看破される危険性の高い行為だが、それにもかかわらず小楠に対してそういう卑劣なことをすることを自分に許そうとはしない根源的な感情が彼の内にあったと私は考えるのである。

そうした理由で関西の尊皇浪士に誰かいるのではないかと考えると、藤本鉄石以外の人物は思いつかない。初め出版費用の問題もあってそのような考えはまったくなかったが、部数がきわめて僅かというのだから、同志たちのカンパで出来ないことはない。この小部数の秘密の出版のことを考えるとこの方がむしろ本の性格からいって似つかわしいように思える。(しかし大宮司がカンパに応ずるとか、これらの本を購入している可能性は充分にある。)

二者以外の人は考えられないが、いずれにしても確たる証拠はないけれども、私としては藤

本鉄石執筆の方に傾いている。

ここで 116 頁で中断した問題に戻る。さきに弾正台の方では打つべき手はすべて打って手詰まりの状態になったと言ったが、太政官の方でも事情は同じだった。小野が報告書と共にもち帰った「横井平四郎罪惡証迹」という一枚の紙のもつインパクトによって、太政官の人々は金縛りになったというべきだろう。副島以外の人々は口には出さないが、小楠はもしかしたら「廢帝論者」だったのかもしれない、それを証拠立てる新しい資料が出てくれば、支持基盤が確固としていない脆弱な新政府は一挙に覆されるかもしれないと心配する人もあったであろう。またある人々は、反横井の考えに同調して、暗殺者の罪は罪として認めざるを得ないが情状酌量すべきではないかと考える者もかなりいたに違いない。太政官の中の比較的良識ある人々は、小楠の若い時の言説はともかく、新政府に仕えてからの言動を見ると廢帝論者ではあり得ない、それを証明してやりたいが、そうでないと証明するのは至難の技だ、しばらく様子を見よう、そう考えた人もいたに違いない。そうした状況が、12 月 19 日の巢内らの助命運動に対する集議院判官照幡列之助の死刑延期の通達（前述）となったのであろう。

しかし時がたてばたつほど反横井の声は高くなり、問題の解決が難しくなることは眼に見えてくる。どうしたものかと太政官の心ある人々が考えあぐんでいた時に、刑部省から一通の意見書が届けられた。この意見書の所在を発見したのは田中明彦氏である。（田中明彦「横井小楠暗殺事件」77-80 頁、我妻・林・辻・国藤編『明治政治裁判史録・明治前』所収）田中氏によれば『公文録「己巳、横井刺客処刑始末」』に収録されているようである。それによれば以下のようなことが記されている。

横井某但タ国体ニ反違スル邪説ヲ立ルニ止レハ、即明律ニ所謂妖書妖言ヲ造ルノ条ヲ以論スル至当ニ候ヘトモ、廢帝云々ノ事果シテ確拠アレハ、固ヨリ妖書妖言ノ比擬スヘキ所ニ非ラス、乃チ明律所謂ル社稷ヲ危クスルヲ謀ルノ大罪、但タ共ニ謀ルモノ盲従ヲ分タス凌遲シテ死ニ処ス、能ク捕獲スル者ハ、民ニハ授クルニ民職ヲ以ス、軍ニハ授クルニ軍職ヲ以ス、尚ホ犯人ノ財産ヲ将テ全給シテ賞充足ス、其情ヲ知テ放縱陰藏スル者ハ斬即決謹テ案スルニ

皇政維新ノ際ニ当リ、顯職ニ登庸シ枢機ニ参与スル者ハ、所謂ル中興ノ大臣ナリ、今草莽人之ヲ擅殺スル宣ク典刑ヲ正シ処スルニ嚴科ヲ以テスヘシ、而シテ大臣既ニ殺死シ口供ノ明ニスヘキ無キヲ以テ、一紙ノ伝聞書ニ依リ罪咎ヲ定擬スル、恐クハ執法ノ道ニアラス、若シ確証的拠アラハ、死者其罪ヲ得ルト雖モ冤ヲ訴ル所ナシ（年月日不詳）

引用文の前半には、『明律国字解』に拠って「廢帝」の論をする者は明律の「妖書妖言ヲ造ル」の条に該当し、「廢帝」を企てる者は明律の「社稷ヲ危クスルコトヲ謀ルノ大罪」に該当する大罪であることが記されている。そして両者の法律上の罪責は比較にならないほど後者の方が厳しいとされている。このようなことを刑部省の上申書が書いたのは、恐らく小楠の罪が

廢帝の論をしたのか、廢帝を企てたのか、ほとんど区別しないで、あたかも廢帝を企てた者であるような大雑把な議論をしていることを正したいという気持ちが刑部省側にあったのであろう。

では廢帝を企てる者への処罰はどうなっているか。上申書では「社稷ヲ危クスルコトヲ謀ルノ大罪」で本人はもちろん、共謀者も死刑に処せられる。また共謀者たちで犯人の事情を知らなからかまっている者はその場で斬に処せられる。犯人の全財産はとりあげられて、訴えた人間に悉く給せられる。仮にこの考えを小楠の場合に当嵌めると、政府から受けた官位は悉く剥奪され、嚴刑は死後の小楠だけでなくその連累者にも及ぶであろう。(以上田中氏の推察) 彼を明治政府に推薦した人はもちろん、受け容れることを認めた人も断罪されることになる。(以上、源の追加分。このような考えは巢内らの請願書にも書いてある。) 法という立場からは、廢帝を企てた者として小楠を判定するということは、上述のようなことを意味することになるといいうことが説かれている。

後段では刑部省の立場でこの事件でどう裁くかということが説かれ、小楠は皇政維新の際に頭職に登庸され、枢機に参与した中興の大臣である。それなのに今草莽人がこれを擅殺したことであるから法典に決められた通り嚴刑を以て処罰すべきだ。横井については、大臣はすでに殺され、自分で弁明するチャンスを奪われているのであるから「一紙ノ伝聞書」によってその罪咎を決めてしまうのは「恐クハ執法ノ道」ではあるまい。彼には自分の冤を訴える場所がないのだ、と言っている。

これは法を護る立場の人間の発言として至極尤もな議論である。かりに事件の当時、この法務省の見解に満足できなかった人であっても、戦後桃節山の『西遊日記』や、小楠が自分の病状がよくないことを自覚して京都で従者に書きとらせた明治元年の「遺意」(徳永洋氏発見)を見れば、佐々木の見識を認めざるを得ないであろう。

今これを『明律国字解』と較べてみると、明律における「社稷ヲ危クスルコトヲ謀ルノ罪」の重さは日本では考えられないくらいに厳しいものであり、「妖書妖言ヲ造ルノ罪」はそれに較べると軽いが、それでも相当の厳しさで本人が嚴刑を課せられる点は前者と同じである。明時代の中国と明治初期の日本の差異を考えて軽くしたものである¹³⁾。それでも刑部省から提出された進言書の内容は、小楠への裁判がたんなる「一紙ノ伝聞書」——この伝聞書という表現は彼らの衝撃を受けた「横井平四郎罪惡証迹」が法の前ではたんなる「伝聞書」に過ぎなかったのだ、と自覚させる効果をもっていた——によって、小楠を廢帝論者、さらには廢帝を企てた者とみなす考えがいかに危い判断であるかということ自覚させるに充分の力をもっていた。

ところで前述の刑部省の年月日不明の太政官への上申書は何時出されたのか。それには二つの可能性がある。

第一は、明治2年の秋、11月の下旬の終りから中旬の始め頃。これは関西では廢帝論、天壤非論等が見つからないというので失望していた折、巢内が岡藩の毛利家にあったという話を聞いて、その探訪の「否」の結果が巢内→小野→弾正台に報告され、それが刑部省に報告され

た時をさす。刑部省は裁判の少しでも早い解決を望んでいたもので、すぐに行動を起して、神祇官ならびに弾正台からの大宮司家への11月中旬の通達となった、と考えるもの。これは非常に判りやすい説得力を持つ考えであるが、残された道は大宮司家への働きかけしかないから、刑法省がわざわざ太政官へ上申書を出す必要はないという考え方も成立する。

第二は、明治元年12月19日にさきの巢内らの刺客の助命への建議（注7参照）に対して集議院判官照幡列之助から刺客の死刑執行を延期する旨の通達があつて以後。太政官の願いを知った刑部省の方では、このまま放置すれば大変なことになる、矢も楯もたまらず上申書を書くというもの。この考えは心理的には実によく判る。しかしそれから2月13日の神祇官・弾正台の大宮司宛の通達ではあまり時間が空きすぎる憾みがある。もちろんこれには、『明律国字解』を参照することに時間がかかったという言訳も不可能ではない。

ふたつの考え方のどちらが絶対正しいという決め手はない。ただ時間的にゆっくりしすぎるという批判はあるが、もしあの上申書が早く届いていたら、巢内らの嘆願書に太政官はあんなに他愛無く妥協することは考えにくい。

このように論理的には二つの可能性があるが、私は刑部省の構成員の置かれた状況やそこにおける彼らの心の動きに身をおいて追思考すると第二の立場を選ばざるを得ない。佐々木をはじめ、刑部省の構成員たちの切迫した思いがこの進言書の文章を書かせたと思うのである。とは云え、彼らが感情的な表現をするならば、みずからが当事者の一員になってしまつて他者を説得することができない。『明律国字解』をもち出し、しかも原典通りでなく、これを読む人の心理をも考えて効果的にことばを選び、彼らを説得する力をもつ表現にするには、内部での度重なるディスカッションが必要であつたに違いない。

もし私の見解が正しいならば、明治3年2月5日に斎藤利行（後述）が刑部太輔となり、同日に佐々木は参議に任命されているから、上申書は斎藤の筆になった可能性もある。もちろん退任前にこの仕事に決着をつけるために佐々木が書いた可能性もないではない。二人は土佐以来、法曹関係の仕事にたずさわってきた仲であるから、いずれにしても呼吸が合つて何の問題もない。

上述の進言は「廢帝論」ということばに金縛りになって、暗殺者への同情に流されやすい状態に陥っていた太政官の人々に考え直すチャンスを与えたように思える。このことがあつて以後、太政官の人々も心定まり、残る問題は太政官阿蘇惟治の供述如何ということになった。

四、大宮司阿蘇惟治の召喚

(1) 大宮司の対応と「天道覚明論」の執筆者問題に対する彼の態度

それより早く11月15日に、阿蘇大宮司宛に神祇官から「横井平四郎の著といふ天道覚明論の来歴熟知の者をして至急携帯上京せしむべき旨」の通達が神祇官からあり、それより1日早く弾正台からも同じく大宮司宛に同様の通達があつた。（当時は神祇官は東京に、刑部省も弾正台も東京と京都に設置されて、東京の方が本省であつたが、小楠の件は京都がその担当機関

であった。神祇官は太政官と並んでいて、彈正台より格がはるかに高かった。) 右のような同性格の通達が太政官宛に届けられたことはそれへの太政官の対応という点で後で問題になる。

前記の通達は太政官にとって、いい加減に対応していい問題ではなかった。それは一方では小楠が「天道覚明論」の筆者であるか否かを証言する機会であるとともに、太政官がこの文書の筆者であったかどうかという疑惑にどう答えるべきか、ということを験めされる機会でもあったからである。政府の中には後者の立場でこの問題を捉えていた人達も皆無とは言えないだろう。

太政官にとっては実に難しい局面である。熟慮の時間をもつために、彼は沈黙を守った。その後翌 12 月 13 日に神祇官から至急上京すべき通達があったが、此のときも応答しなかった。そして翌 3 年 2 月 3 日の召喚になってはじめて 2 月 13 日に自分は病気で上京できないからと断わって、その子惟郭(従五位)を上京させ、神祇官に出頭させた。この時惟治が惟郭に持参せしめたのは、惟治が神祇官当てに書いた 2 月 3 日附の「答申書」と「心組件々」と題する文書である。

「答申書」の方は、まず旧冬 12 月 15 日の御達しを戴きながら、先月(3 年 1 月)上旬から健康状態が悪くなって、薬を飲んでいますがすぐに上京できる状況ではなく、嫡子惟郭を代理として遣わしますのでお宥しを願う旨の前書があって、御用の儀はどういうことかよく分かりませんが、昨年 10 月古賀大巡察に披露した「天道覚明論」の件だと拝察しますので、その件について言上いたします、として次のように記されている。

一、先年横井平四郎儀 本朝之 百王一系統と申候者元来 天照太神之御私ニ被為出候との説を唱候二付私儀議論合不申絶交仕候儀最初彈正台御聞込之通少も相違之筋無御座候事
二、先達而古賀大巡察へ及披露候覚明論之儀ハ委細大巡察も承知之通当所着之一兩日前夜中当宮社頭ニ落し有之たる迄ニて長谷信義と申候名前に而は御座候得共、委曲先達而も相違候通右人柄相分不申、右覚明論弥以横井平四郎著述ニ御座候哉否之処取りしらべ方余力を遺不申候得共、証左ニ相成候程之儀承知不申、甚奉恐入候儀にて御座候得共、此上探索之道も無御座候。只々恐縮ニ罷在申候。尤従五位よりも有筋言上仕候様申候間委細言上可仕此段御請申上候以上

二月十三日

阿蘇大宮司

惟治 判

神祇官 御中

以上が「天道覚明論」について太政官阿蘇惟治の答えた全文である。

(2) 太政官の小楠の暗殺をめぐる事件の本質についての洞察

「心組」は惟治の神道的経世論を展開した大変興味があり、またすぐれた箇所であるが、議

論はなかなかそこにはいかず、小楠の暗殺によって起こった事件の本質についての、惟治のすぐれた洞察が示されている。

彼によれば、小楠の暗殺は世間の言うように小楠がキリスト教徒であるとか、キリスト教に同情をもって信徒への便宜をはかる等のことではなく、小楠が「廢帝論者」であるか、否か、という問題である。

惟治はこの観点に立って、暗殺者のうち、ただ一人「廢帝」の問題に言及した鹿島又之丞に注目し、暗殺者のうち鹿島は問題の本質を捉えている。今日本の現状を云えば君臣の大義はまだ明白ではない。「誠心ニ 王室ヲ尊ミ万世無窮 百王一系統ヲ守護シ奉ル者」でこのことを寒心しないものはない。このように人心紛々として帰向するところを知らない状況のとき、鹿島は横井が廢帝論などの邪説を唱えたと信じたから、忠憤に堪えず、自分の二つとない身命を抛って国賊と思う者に天誅を加えたのだ。この件は尋常の律で論ずべきではない。横井の説が「廢帝論」でないならば、横井は冤罪で、鹿島は大誤を犯した者である。もし横井が廢帝論を唱えているのであれば、彼は大罪であって、鹿島の方は忠義と云うべきだ。これまで御刑断を差延べられたのは、廢帝論の虚実がはっきりしないからであろう。この「廢帝論」の有無がはっきりすることが決め手で、これがはっきりするまでは鹿島だけは判決を延期すべきだと言い、この「天道覚明論」は「廢帝論」に至ったものだとする。

そして自分は小楠が「天照大神御私言」の説を唱えたことを知って、むかし絶交した。このことは熊本地方の誰も知っているが、彼が廢帝論者になって「天道覚明論」を書いたということは知らないというのである。大宮司は法律の規定に従って本質的な問題に眼をつぶって事を処理しようとする明治政府の事の進め方に異を称えたのである。このことが彼の一連のこの問題の関わりの中で最も言いたかったことであろう。極論すれば、このことを言うために、彼はこの事件に関わったと言うべきだろう。

ここで見落としてはならない重要なことは、大宮司が「天照大神私言論」（それは論理的には「天壤非説」も含めることになる）までは、廢帝論にはならないということとを間接的に示していることである。この問題を具体的に示すと、いわゆる「天壤無窮の神勅」は、『古事記』には載っていないし、『日本書紀』の中でも多くの説の中の一説であって、言わば天孫民族の勝利宣言文のようなものとみなし得る。この神勅が大きく唯一のものとして扱われるのは、平安朝の『古語拾遺』からであるとされている。古代日本にきた多くの民族や部族間の葛藤がやっと解消したのは平安初期ということになるであろう。このことを併せ考えるならば、惟治の見解はこのような学問上の解釈を踏まえたすぐれたものと言える。このように解釈上のゆとりをもって、問題を捉えようとしているから、惟治の廢帝論は世の廢帝論者とは一線を画したものと言わなければならない。昭和 10 年代の津田左右吉らの事件を考えると、大宮司の考え方にはそれらのことまで見据えて津田のような学者が不敬罪にならないよう配慮した洞察力あるものと言える。

しかし阿蘇惟治の言辞によって問題を処理しようと思ったり、あるいは小楠を廢帝論者と決

めつけようと思っていた神祇官や弾正台の人々からすれば、大宮司の答弁は甚だ不満であり、小楠が執筆者であるかないか、もし小楠でないとすれば「天道覚明論」の執筆者は誰であるかをはっきりさせねばならなかった。もし小楠が執筆者でないとすれば、「天道覚明論」の執筆者は大宮司ではないか、という疑いも当然出てくる。そして大宮司が小楠が廢帝論者であったかなかったかの判定がつくまで鹿島の処置を伸ばせというと言っていることはいかにも尤もであるが、事件の処理の担当者としては甚だ困った見解であった。

(3) 大宮司の提出した「心組」件々の内容

ところで惟治は本論の後で、田舎には政治の世界の実情は分からないが、今考えねばならない重大問題について自分の考えをしるしたい、として(1)大嘗祭等の重要な祭儀を新しい国家の枠組みの中でどのように営むべきか、(2)朝廷の兵馬の権をどうするか、という二つの問題についてどのように考えるべきか、ということが日本国家にとって最大の課題であるとしてその課題をみずから課し、その上でこれらの問題についての自分の考えを以下のように示している。

大宮司が提起した二つの問題は、日本が近代国家となっていく時に、国家統合の二つの核である宗教と軍事の問題について神道家としてみずからの考えを示したものである。それによれば、「敬神」のことは朝廷の御家法ともいべき問題であるが、天皇が実質的に東京に遷都された状況において、大嘗祭等の重要な祭儀は必ず西都(京都)で古式の通りに実行されるべきこと、ということが彼の第一の問題についての答えである。

第二の問題に対する彼の考えは、洋風の立場から開国を唱え、百王一系統を疑う者がいるが、これはよくない。しかしまた鎖国を論ずる者も、それが「唯一己の潔さ」を主として社稷の安危を省みないのはよくない、開鎖はおのおのその時の宜しきに従えばよい。一番重要なことは天下兵馬の権を朝廷に帰すること、その中の中心的政策は、「朝廷の海軍」をつくること、具体的には大將軍には宮、親王、もしくは堂上貴族に任ずるが、補佐の臣には尊皇の志に厚く、時務の才ある者を採用して海軍の法に練熟した者が大將軍を補佐すること、そうすると過激攘夷の者たちもおのずから安心して、三千万の人民が心を一にし、富強の実を挙げるようになる、というものである。

措辞の点では旧めかしいけれども、考えの内容では朝廷の祭儀は古法を堅く守って保守主義の立場を堅持すること、そして軍事において西洋のすぐれた面を採用して海軍を主体とした軍制を施くことであり、この面についての彼の考えは前進的であって、西洋文明を一切排撃したいわゆる古神道家たちとはまったく異なる。この二つの焦点をもった近代日本をつくるべきだというのが彼の神道的経世論である。これを見ると、阿蘇惟治は一般の神道家とはまったく異なる非常に均衡のとれた考えの持ち主で、第二の側面では「国是三論」や「海軍問答書」における小楠の軍事政策の構想を多分に採り入れている¹⁴⁾。恐らく彼は若い時、有る時期の小楠に林櫻園の他の門弟たちにはないものを発見して、神道思想家として基本的には櫻園に信服しながら

ら、神道の社会的展開の点では小楠にも秘かに尊敬の念をもっていたのであろう。彼の小楠に対する感情にはアンビヴァレントなものがあったように思える。

それはそれとして私は今度この「心組件々」を初めて読んで、阿蘇惟治が見識においても現実的能力や判断力においても、当時の神道界においては抜んでた人物であったと思う。

右の阿蘇惟治の「心組」についての政府側の所見は今のところ見当たらない。しかし心ある政治家は目の前の次から次に出てくる問題への対応におわれてまだ十分に煮つめていなかった国家としての根本問題に対する重要なヒントを与えられたのではないかと思う。私の推察では、彼らはこの「天道覚明論」事件は、阿蘇惟治が自作自演した大芝居であったことに気づいたのではなかろうか。これを追求すれば騒擾罪になるだろうが、彼らは其の問題には触れず、これ以上大宮司を追求することを放棄したように思える。

(4) 裁判の終決

2月13日附の、息子の惟郭に託した大宮司惟治の「天道覚明論」についての釈明や付論として提出した「心組」の神祇官への提出、ならびにそれについての惟郭の説明は成功であった。しかしここに難題が一つ残っている。それは小楠の暗殺事件を取り扱うことになっている、つむじを曲げた京都の出張弾正台にどう対処するかという問題が残っている。

2月20日に大宮司惟治は弾正台に、自分は病気なので参府できないから嫡子を14日に阿蘇を發たせて上京させているので、追って上洛すると思いますから「天道覚明論」のこと不審のことがあれば嫡子従五位にお尋ね下さいという趣旨の手紙を、藩の少参事澤村修蔵に托して提出した。ところが惟郭はみずから出頭せず、従者の佐伯関之助を京都に派遣し、京都弾正台の大忠でその代表者の役をしている照幡列之助（旧姓轟(木)武兵衛、肥後出身で林櫻園の塾の出身者であり、父だけでなく惟郭とも旧知の間柄であった。そこでそういう親しい関係の者が役に就いておられる方とおめにかかることは公私混同と誹謗される怖れがあるから）に、自分は伺わないで、従者の佐伯関之助を派遣いたしました、何によらず佐伯におたずね下さい、ということなので照幡は了承し、「天道覚明論」を發見した時の状況や小楠と「天道覚明論」との関係、また小楠と大宮司との関係など、佐伯に問い訊したが、佐伯の言うところは大宮司が提出した書類で大宮司の書いているところと相違がない。そこで「大宮司之所言至極公正一点之私飾無候」と存じますと出張弾正台（照幡）と東京の「弾正本台」に自分の所見を報告している。そしてその上で「彼（大宮司）も有名之士ニ候得ハ間違之儀は申上間敷併御重大之事件ニ付此上尚大宮司平素履踐私怨ヲ以テ人ヲ讒陥スル底之所業者無之歟篤斗遂探索其次第二寄対話上之論判ト雖トも証ニ立御採用ニ相成度其上前議之如ク至当之御判断偏ニ所希候仍此段申上候也」（国事史料卷10、425-6頁）出張弾正台から3月2日附の報告書を東京の「弾正本台」に提出している。阿蘇惟治と佐伯関之助とは主従の関係であり、かつ関之助は多くの家中の中から選ばれた聡明の士であろうから、両者の言うところが全面的に一致するのは当然であり、照幡の判断は甘い所見と言わざるを得ないが、照幡は最初から大宮司をこれ以上追求する気がな

かったのであろう。

前述の京都弾正台の3月2日の報告を受けて東京弾正台は阿蘇大宮司への召喚を命じ、阿蘇大宮司代理阿蘇惟郭は3月17日弾正台の召に応じて上京した、そのことに関する記録は、

三月十三日東京着	阿蘇従五位 上下九人
右の通禄上仕候他は重便ニ讓如此御座候以上	
三月廿三日 東京	
西京様	
坂梨様	
熊本様	

となっていて至極簡単なものであった（国事史料巻10、440頁）

一連の裁判はこれで終結したと理解していいだろう。

その後暗殺者たちはどうなったか。上田、土屋、前田、そして大宮司が大いに弁護した鹿島も含めて首謀者たちはすべて梟首、一番早く亡くなって鹽漬けになっていた柳田直藏の屍体も同日投棄された。他の協力者たちはその関与の程度に従ってそれに相当する実刑を宣告された。

結び

さきに述べた二つの補論を書いたことは阿蘇惟治のすぐれた着想だった。それらに展開された見解は政府当局にとっては神道の近代日本におけるあり方を考える場合に非常にすぐれたヒントを与えるものとなったと思われる。明治維新成立の動力の一つとして敬神精神があったことは否定できない。それを無視しようとするれば横井小楠のように神道主義者の反撃を買う。だからといって頑迷な神道主義に従えば世界の大勢について行けなくなる。どうしたものかと定見のないまま苦慮していた政府の要人たちの代表的人物は岩倉具視であろう。彼は幕末には神道家玉松操の教えを受けて王政復古の構想をつくり、薩長の志士たちと会っては幕府打倒の秘策を練っていた。しかし倒幕の構想が現実化して新政府が成立、自らが政府の中心として新政府を引っ張らねばならない地位になると、新政府の中心政策として開明政策を執らざるを得なくなった。その時彼が全幅の信頼を置いて何かと相談していたのは大久保利通だけであった。しかし天皇が明治元年の9月20日に京都を発って10月13日に東京着、即日江戸城を皇居として東京城と改称、12月23日に一時京都に帰られるまで大久保は天皇とともにずっと東京に行っていて相談相手がいない。その間岩倉の頼りとしたのは病床にあった小楠だった。彼は開明政策だけでなく、大久保の担当していた行政上の諸政策も小楠に頼るしかなかった。文久2、3年頃の小楠とは違って、長年田舎に引き籠っていた小楠は当面の施策についてセンスが

鈍くなっていたし、岩倉、大久保の取った路線の上で対応しなければならなかったので、彼としてはつらい仕事だったのではないかと思われる。他方、明治元年の夏に米国から帰ったばかりの森有礼や鮫島尚信らと会って米国の大統領制や彼らが米国で師事したトマス・レイク・ハリスの宗教運動の話¹⁵⁾に共感する等のことも重なった。これらの噂は何処からともなく尊攘浪士や彼らに共感する人々に伝わって、政府のとっている洋化政策はみな小楠に由来し、またキリスト教をわが国に伝える道を開いて国を誤る元凶は小楠であるという固定観念が彼らの間に拡がった。しかもこれらのある人々の間には廢帝論者であるという先入観がある。そして彼らは岩倉もかつての薩長の志士たちも長州・薩摩での外国の艦隊との戦争以来、攘夷を名目にして「倒幕開国」への道を歩き始めていたことを知らない。新政府のすべての「悪」は小楠に由来すると思ひこんだ伝統主義者たちの憎悪が小楠の一身に集まっていたのであろう。

小楠の暗殺後、岩倉はどのような神道を重要な要素として国家のあり方を考えるか、考慮し直さなければならないということを考え始めたのではないだろうかと思われる。彼をとりまく大原重徳、その勢力下の神祇官や弾正台が表面的には勢力をもっていったように見える政局の下で、小楠のような神道無視者では国の安定は保たれない。だからといって今を時めいている神道主義者でも困る、という気持ちが次第に彼の心の中で芽生え、固まり始めていたのではあるまいか。その時間接ながら阿蘇惟治の開かれた神道的国家構想を知り、何かのヒントを得たに違いない。これはひとり岩倉だけではなく、政府の要人たちも強弱の差はあれ、それぞれに何かの示唆を受けたに違いない。それだからこそ、大宮司になんらの処罰なしに済まされたのだと私は思う。恐らく彼らはこの「天道覚明論」事件が大宮司の自作自演だということは見通していたのであろう。しかしそれを追求して処罰するには惜しい人間だという思いが政府の高官たちの間にあったに違いない。

私は明治3年2月23日に林櫻園が有栖川宮邸に招かれ、人払でその考えを徴され、その翌日また岩倉邸に至って同様に傍人を払って意見を徴され、新生日本における神道の果たすべき役割についてその意見を問われたのは、大宮司の神道上の師が林櫻園であったことが判ったからだろうと推察している¹⁶⁾。もちろん確かな証拠はない。櫻園がどのようなことを語ったかということは判らないが、西洋の諸制度を受容しても、国の基本として皇室は神まつりを大事にされるようと説き、どんな事態になろうとも国の本はいささかも狂いが無いよう、「神事は本、人事は末」の持説を強調したことは間違いないであろう。そしてその見解は基本的に弟子の大宮司の考えと同じであろう。しかし神道の社会的展開、ないし日本のこの後の進路等のことを問われた場合にどのように答えたのか、その点について大宮司とは異なった見解が出たであろうが、それがどのようなものであったのか、岩倉にどう受けとめられたかはよく判らない。

とはいえ、櫻園一派の神道は平田派のある一派のように厳しい祭政一致を説くものではなかった。本さえ間違いないならば現実の政治の形はその時代にとって尤もふさわしいものが選ばれるべきという考えであった。明治政府が平田派の一派のラディカルな神道原理主義者たちを

斥け、同じ平田派の他の一派である津和野の大国隆正の弟子福羽美静を採用したのは、櫻園の思想の影響と考えられるかどうかはこの後の検討課題であろう。

次に残された問題はやはり小楠の問題である。この事件は裁判事件としては一応済んだ。この事件は思想史研究としてはどう捉えたらいいか、その先鞭をつけたのは森鷗外であり、かれは『津下四郎左衛門』という作品で、横井小楠と津下四郎左衛門（土屋）とを、「智」と「無智」との対立という関係で捉えた。高坂正顕は『明治思想史』の中でそれを詳しく「智恵と無智との衝突、智者横井の智恵と、若く且つ貧しく、かくて世界の情勢に対して暗愚であり、しかも気節を重んずる憂国的な津下の愚昧との矛盾」が惹起した悲劇として、更にこれを明治初頭から明治20年代初頭まで続く暗殺問題へと展開するアプローチを示唆した。（高坂正顕『明治思想史』燈影社「京都哲学撰書」1、68-72頁。）

ここでは歴史としては何もその形を示していない小野小巡察のもたらした「横井平四郎罪惡証迹」ならびにそれに関連する政府の中枢にもたらした「心証」というものについて言及したい。その「心証」を口にしたのは副島種臣だけであることは先に述べた。しかし事があまりに重大なのでその他の誰もやはりそうだったのか、という思いをもったのではなかろうか。その書類を読んだ彼らは、小楠は少くとも或る時期廢帝論者の考えをもっていたという心理的確証をもったように思われる。そしてその心証は彼らが亡くなった後も、賞勲局かどこかに伝えられていったのではいかと私は想像する。

大久保利通が勝海舟に「小楠を呼んで見たが、意外だ」と言ったそうである。（『海舟座談』岩波文庫214頁）。私はこの「意外だ」の内容がよく分からなかった。そこで二人の人間的波長の違いに由来するものかと思ってそう書いたことがある（「横井小楠における天の觀念とキリスト教」）。しかし今は大久保も副島と同じような心証を小楠に対してもつようになったのではないかと考えるようになった。そして小楠の弟子の二度の爵位申請に対して何の応答もなかったこと、小楠と同じ時に参与であった7人のうち、爵位を貰わなかったのは小楠一人であったという謎もそのように考えてみるとよく解ける。そしてその心理的確証が解けない以上、徳富蘇峰がいかに小楠は尊王論者であったと力説しても何の効果もなかったのである。

われわれがそれを知る機会を得たのは、慶応元年の秋に小楠を二度も訊ね、会談を重ねた松江藩の儒者桃節山の著した『西遊日記』『肥後見聞録』がその孫桃裕行氏（当時東京大学史料編纂所教授）によって解説され、1972年7月に『日本庶民史料集成』の第20巻（三一書房）に収録されたことによってであった。この記録の内容は次回に検討することにする。

追記

このようなスタイルの論文を書いたことがない上に、明治初期の法制史など勉強したことがなく、堤克彦氏からいただいた論文を参考にしながら、論文の最後に書いた基礎史料、特にその中で中心をなす『肥後藩国事史料』巻10をくりかえし読んで論文の骨組みを作り上げた後で、三谷太郎教授から菊山正明氏の『明治国家の形成と司法制度』（御茶の水書房）を是非

参照するようにこの本を貸して下さった。さらにこの本を読む過程で、我妻栄・林茂・辻清明・国藤重光編『日本政治史録、明治前』（昭和45年11月、第一法規出版社）の存在も知った。（小楠の暗殺に関しては田中時彦氏担当。）

これらの文献にあって、前者からは組織の観点から確かな知識を教示されるとともに、有力な政治組織の後援の有無という観点を教えられた。すなわち政府の組織の不備からの刑部省と弾正台との間の対立という問題のほかに、大村の事件の場合は長州の木戸孝允の一派の力強い後押しがあったのに、横井の場合は新政府の中の熊本藩の力は弱く、その熊本藩でも最も有力な集団である学校派は小楠の実学派の対立者であり、最も烈しい小楠排撃派の尊攘派・神道派の小楠批判は激烈で、小楠には藩からの支えはまったく期待できなかった。実学派で新政府で目立つような活躍をした安場保和の存在があったが、幕末の政争の場で小楠の手足となって活躍した安場は、慶応元年の小楠の天皇観の劇烈な変化のことを知っている形跡がない。もし知っていたら大久保の信頼を得ていた安場だから、大久保を通じて弁護して貰うことも可能であったろう。そうしたことを考えると小楠は不運だった。

小楠は新政府にはいった時、自分の幕末の情勢の把握が不十分で、幕末政治の最後の局面で幕府を影ながら支持したことを詫びたと伝えられている。これを見ると、彼自身、自分が若い時、米国の政治思想やその組織に心酔し、日本も亦その共和制の道を歩くことを提唱したことが、彼の手を離れて大きな社会的情報となって、それによって自分が暗殺されるということ、そして死後、それが自分の暗殺をめぐる大きな事件となるということなど夢想だにしていなかったのであろう。彼はその時その時、自分の考えていることを言わずにはおれない人物であった。彼は政治というものについては非常によく知っていたが、政治家には向かない人物であったと言わねばならない。

これまで作り上げていたイメージの誤りのいくつかを訂正することができた。しかしそれだけでは充分ではないので、この論文の背後にある法制史的骨格を簡潔にすることにする。

小楠の暗殺はもちろん一大事件であったが、この第一部の主題である彼の暗殺をめぐる裁判の過程も、それに劣らぬ一大事件であった。小楠の暗殺が、旧暦明治2年1月5日（1867年2月16日）のことであるが、「参与」という政府の枢要なる高官であった横井小楠の暗殺者たちを死刑に処するという基本方針は、政府の中心にいた人々、とくに明治2年5月13日以降、刑法官の副知事、さらには刑部大輔として实际的に刑部省の中心的地位にいた佐々木高行の考えの中ではっきり決まり、終始ゆるがなかったにも拘らず、暗殺者たちの処刑は明治3年の10月に行われた。その間約1年10ヶ月という時間がかかっている。これを大村益次郎の場合と比較すると、大村が明治2年9月に襲撃され、11月死去、刺客たちは同年の暮れに処刑されたことと較べると余りに長い時間がかかっている。

横井の場合は、暗殺者をかかまう者がかなりいて、最後の被捕縛者前岡が捕えられたのが明治3年の9月であったということがあったが、それにしても時間がかかりすぎている。両者とも西欧文明の卓越性をよく知り、欧化政策の積極的推進者であったのに、なぜこのような差異

が生じたのであろうか。

大村の場合は軍事技術、ならびにそれに基づく陸軍組織の急進的改革者という点で恨まれ憎まれたのであって、これは近代日本がどうしても通過しなければならない通過点であるから、政府内の統一を得ることは簡単であり、しかも長州藩の木戸派の有力者たちが力を合せて裁判の終結を早めた。

それに対して小楠の取ろうとした道は「公議与論」の政治の推進であり、「価値」的要素が絡むので反対者もかなり多い。まして彼が明治元年に米国帰りの森有礼や鯨島尚信を通じて知った H. L. ハリスの宗教運動を通じてキリスト教への共感を強く示したこと、そして彼が安政 2 年に『海国図志』「アメリカ篇」を読んだことによってその頃熱烈な共和政治への共感者になって、それが「廢帝論者」としてのイメージとして熱烈な国粹論者の間に定着したということになると、政府内での足並が乱れたのも止むを得ない。

小楠の明治政府での暗殺当時の地位は「参与」であって、当時の最高の国家意思の決定者であり、政府中枢部の見解は、そのような立場の者を殺した者は動機の如何を問わず可能な限り早く死刑にすること、そしてその後刑法官・刑部省の実質的責任者佐々木高行は状況の如何に関わらずその基本姿勢を変えなかった。この問題については追々触れることにして、以下明治政府の初期の間の制度上の変化のあらましを見ていくことにする。

(a) 慶応 4 年、五箇条の御誓文の精神を生かして国家の基本的在り方を規定することになった時、政府は誓文をもとにした政体書をつくり、天下の権力をすべて太政官に帰するとともに、それを更に立法・行政・司法の三権に分け、それをさらに七官に分け、立法権を掌るものとして行政官・神祇官・会計官・軍務官・外国官、司法権を掌るものとして刑法官を宛てた。

ここで司法権を掌るものとして刑法官というものが生じたが、その政府内の地位は他の行政官と同じであって、西洋の三権分立が完全に成立したものではない。しかし制度上、行政官と同等の国政の最高官庁であって、行政官に従属するものではないことも注目すべきである。

この時の最初の刑法官の知事は大原重徳、副知事は池田章政（元岡山藩主）、判事は土肥謙蔵（元鳥取藩士）、中島錫胤（元名古屋藩士）が任命された。判事の土肥謙蔵が途中で辞職することになり、佐々木高行がその地位に即く。短い時期ではあるが、佐々木が大原の下役としてやりにくかったのはこの時期である。

(b) ところで明治 2 年の 6 月 17 日から 25 日にかけて版籍奉還がなされ、政体書に見られるような権力を分立する制度は完全になくなり、立法・行政・司法の三権は太政官の下に一元的に統括される。全体の組織は大宝・養老律令の制度に習い、国家は、まず神祇官と太政官とに二分される。そしてこの太政官に民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務の六省が服属する。ややこしいのは、そのほかに待詔院と集議院・大学校・弾正台という役所が新設され、これも別箇に太政官に服属する。

太政官は左大臣・右大臣（輔相を兼ねる）、大納言、参議の三職と大中小の弁官と正・権の大中小の史官から構成される。そして国家最高意志の決定は「三職会議」で行われ、天皇は毎

朝この三職会議に出席して万機を宸断されることになる。この制度改革によって、これまで中央官庁の総称であった太政官が初めて一官衙となり、天皇親政の理想が機構として明確になった。

ところでこの大改革でいろいろ問題を含んでいるのは司法関係の機関であろう。それは三つの機関に岐れている。第一は従来の刑法官を廃止して成立した「刑部省」である。それは司法行政・刑事裁判・司法警察・行刑・法律起草・法律解釈についての権限をもつ。しかし刑法官の権限であった「行政監察権」を失い、その権限は新たに設置された弾正台に移った。そしてこれまで通り民事裁判権も獲得できなかった。(民部省が権限保有)。

新たに設置された弾正台(明治2年5月22日)は、刑法官から移された行政監察権を基に、巡察権、訴追権、刑部省の大獄取調の監臨する権限ならびに刑部省の断案を審査する権限を保有することになった。

こうして旧刑法官から多くの権限が弾正台に移されたが、そのうち司法警察権と刑事裁判権とは刑部省ももっているから、同じ事件を両方の機関が同時に審議し判決を下す権限をもつという困った事態が起る。この旨佐々木高行が太政官に申し立てると、刑部省と弾正台とで話合って決めるがよいという返事が帰ってきた。二つの利害を異にする下部組織が話合っても解決できる筈はない。こういう新しい関係の組織をなぜ作ってしまったのか。

ここで話をもとに帰して、それぞれの組織について説明する。この組織の改変の時、長官の大原重徳は集議院の院長となって配置転換になって佐々木の荷物はいくらか軽くなる。

刑部省の職制は

卿(旧長官) 大輔(旧次官) 少輔 大中小判事 大中小解部 史生・省掌・伍部

そして刑部省の長は正親町三条実愛、次官は佐々木高行大輔となる。そして正親町三条卿が病気がちで実務ができないので、佐々木が刑部省の実質的責任者となる。

刑部省の権限は裁判官を掌握する中心の機関ということになっているが、大獄疑獄については刑部省の卿・輔が裁判に関与する規定になっており、この点を見れば司法行政と裁判官が完全に分離されていない。また明治2年の12月2日に東京府所管の囚獄は刑部省に引渡されることになって、行刑の権限も保有することになって司法行政だけでなく司法檢察権も行刑の権限も保有することになっていた。

他方弾正台の職制は、尹・大小弼・大少忠・大小疏・大小巡察・史生・台掌・使部となっていて、

尹の権限は掌執法守奉・糺弾内外非違

大少忠は掌巡察官中・糺弾内外

大小巡察は掌巡察府・藩・県・糺弾非違

ということになっていて、弾正台は監察機関として重要な地位を与えられている。

ここで小楠の裁判に関係のある問題が出てくる。弾正台がつくられた後に制定された「弾正台監臨巡察ノ例則」(明治2年7月10日制定)に「刑法大獄有之節弾正台立合可致事」という

条文がある。刑部省の太政官弁官宛ての上申書に「……右大獄の名は和漢国家の存亡、稷の転覆に係る獄といっておりますが、どういう罪状以上を大獄、何罪以下を小獄というのでしょうか」という質問に対する太政官弁官の答は「叛逆并華族、其余在官五以上二關係致シ候ハバ大獄ト定メ彈正台立合候事」というものであった。また明治2年9月8日に制定された彈正台の条例では「刑部省死因ヲ決セバ断案ヲ台ニ移スヘシ」とあり、これを見ると彈正台は、行政監察権、巡察権、訴追権、刑部官の大獄取調べに監臨する権限、刑部省の断案を審査する権限を与えられている。後に佐々木高行が語ったように、彈正台は今日の検察庁と警察を一緒にしたような機関であった。『明治聖上と臣高行』。もし検察庁という面を強調するなら、まずそちらで調べ、刑部省でそれを一回検討して司法裁判所である刑部省の法で断案を下すべきであったろう。

なぜこれとは逆の構想の彈正台がつけられたのか。起草者は大宝律令、養老律令に従ってこのような組織を作ったというが、恐らくこのような彈正台は、裁判が薩長の意のままになることを怖れて、それを食い止める機関としてこのような組織をつくったのではないだろうか。明治政府を構成する高官たちの相互不信が、相互チェックの機関としてこのような、私のような素人が考えても奇妙な組織を作らせた原因のように思える。このような構想を作ったのは副島種臣のように思えるが、果たしてそうであったか、私のこのような推測は理に叶ったものであるか、専門家の教えを乞いたい。

佐々木高行も、彈正台に一時勤めた藤村紫朗も、上級者には誠実な法官が揃っているが、少忠以下は質が悪くなり、大巡察・小巡察等になると例外はもちろんあるが、一般的には信頼できないというのが実情であり、彼らの調べたものから判断を下すにはよほどの慎重な吟味、再調査が必要であったろう。

小野小巡察のもたらした「横井平四郎罪惡証迹」が最後の判決の材料として取り上げられず、「天道覚明論」だけを判断の材料としたことは、一刻も早い結審が要求されていたこの件の取り扱いとしては、「廢帝論」を含めた五冊の本の搜索が無効に終わった状況では法的に間違っていない。否、それ以外なかったと言ってよいであろう。かりにこの審議を延ばし、五冊の本の出現を待つこととしよう。それらが出てきた時、それらが小楠の書いたものか、反小楠の立場の者の書いたものであるかをいかにして見別けるか。判断の基礎となる小楠に関する資料が十分揃っていなかった当時の状況では、十分な弁護ができたろうか。また慶応元年におけるわが国の天皇の在り方に関する小楠の思想の変化について、小楠の主だった弟子の誰がそれについて説得的に説明することができたらうか。彼らの大半は当時東奔西走してその変化を知らなかったのではなかろうか。しかも司法組織は不備である。刑部省の判決は彈正台で否定される組織になっており、また太政官の三職たちには彈正台の構成員と同じ考えの者もいる。司法権というものはまだ確立していない状況なのである。政府の大勢は開国をめざす方向の人々であるが、彼らとて大方は後期水戸学の洗礼を受けた人々である。まして一般の大方の人々は感情的に西洋文明になじめず、キリスト教に対しては反感をもっている。そして「廢

帝」ということばを聞くだけで拒絶反応が起る状況である。このような状況下で裁判を強行した場合、望ましくない結果に終わる可能性がないとは言えないだろう。反論や自己弁護の機会をもたない小楠にとってむごい結果にならないとは言えない状況であった。

とは言え「横井平四郎罪悪証迹」関係の問題が明らかにならず、その一枚の文書の文言・内容が政府高官たちの「心証」として残り、それが歴史の表面に出ないまま、小楠に対するその後の取り扱いとなったという痛ましい一面があったことは否定できない。

しかしながら大局的に見れば、佐々木高行の判断と法の見識によって小楠は「廢帝論者」の烙印を押されなくて、桃節山の遺した記録の出現を待って、歴史の舞台にそのあるべき姿で帰り咲くことができたことを祝福すべきであろう。われわれはそこに歴史の重味を感ずるのである。

第一部はこれで終わるが、最後にこの裁判において佐々木高行（1830-1910）の果たした役割について一言しよう。彼が中央政府の法制官僚になったのは明治元年の12月12日のことであり、刑法官の判事として登庸された。当時の知事は大原重徳であり、副知事は池田章政（元岡山藩主）であった。大原は自分の価値観を法の施行に際して入れる人であり、佐々木は法の厳正さ、公正さを求める人で、両者の意見は合わないことが多かったであろうが、版籍奉還以前は新政府の管轄区域は極めて少なく、しかも副知事は池田章政であったから、深刻な対立関係はなかったようである。当時刑法官への志望者は少なく、池田は部下たちの知合で信頼できる人を探すことを命じたので、佐々木は土佐藩出身で彼と同じく法曹界の仕事をし、しかも先輩である斎藤利行（1821-88）やその他の能力あり信頼できる部下を若干入れることができ、のちにこれが刑部省の安定化、方針の継続化をもたらし、それは法の厳正さと刑部省への信頼感を与えることに寄与したようである。

刑部省の実質的な中心人物として、不備な司法体制の下で佐々木がいかに苦勞し、直面した難問を解決していったかということについてはすでに述べた。法制官僚としての佐々木の全体像は彼が同時並行的に担当した全事件を検討した上で形成すべきであろう。小楠の裁判に限ってみると、彼は恐らく小楠に会ったことはないであろう。また佐々木の生涯の経歴を見ると、小楠の思想に共感した人とは思えない。しかし小楠が、佐々木が共感している「皇政維新」の方向に日本を向けようと尽力した知的リーダー的大臣（参与）であったという確信はしっかりもっていたように思える。この裁判を公正におこなうことは「皇政維新」を守ることになるという法制官僚としての立場の自覚をもって、この裁判に当たっていたように見受けられる。彼は自己の法制官僚としての公的責任を果たすことを自己の課題として職務を遂行した。いかなる集団に属することなく、いかなる状況にも左右することなく、一つの見識をもって、この困難な裁判事件に対処した。そして私には、彼および彼の後を継いだ藩の先輩斎藤利行の法の見識の基礎になったのは荻生徂徠の『明律国字解』の学習から学んだ「法意識」にあるように思われ、そのことを非常に興味深く思っている。まだ近代的司法権が成立せず、多くの価値観が混在し、それぞれの価値観を共有する多くの集団が自己の立場を強化することによって自己の心

に抱く明治維新を実現しようと種々の画策や運動をしていたこの時期に、群することなく、ぶれることなく、心のゆとりをもって終始一貫法制官僚としての立場を貫いて、この困難な事件を無事結審させることができた。(彼は参議となっても刑部省の合理化をはかっている。)そして裁判が終わった時には、明治維新の中の王政復古の側面が「皇政維新」の中に吸収される時代へと転換していた。佐々木は「法」の立場から、この小楠暗殺事件の解決へと尽力し、筋を通すことによってこの転換に寄与したということが言えるのではなからうか。

第二部 「天道覚明論」をめぐる問題

一 「天道覚明論」の内容の検討

小楠暗殺をめぐる事件の問題についてはほぼその検討が済んだので、今節ではまず「天道覚明論」の内容、タイトルについて検討し、次に明治以来延々と続いている「天道覚明論」の筆者の問題、そして明治以来不問に附せられ、最近堤克彦氏によって始めて提起された「東臯野人」の筆者について私の考えるところをしるすことにする。

(1) 「天道覚明論」の作者は小楠ではないことの推論

私の理解では「天道覚明論」の文書は第一部で示したように三つの部分に分れる。第一部は「夫宇宙の間」から始まって「内外同一なることを審かにすへし」というところまで、第二部は「古より英明の主」から始まって「解悟なすこと能はず而可憐乎」まで、第三部は「抑我日本の如き」から始まって「大活眼の域に至らしむへし」という文末までになる。

そして第一部の内容は、宇宙の内に草木・人類・鳥獸という「属」（これは西洋から教えられた生物学・植物学の分類の用語）があるのは、身体に四支（肢—手足）や百骸（身体の構造を保っているもろもろの骨骸）があるようなものだ。だから宇宙の理を知らない者は身体に首や足の器官が具わっていることを知らないものだ。であるから宇宙に存在するところのもろもろの国というものは、皆是れ一つの身体であって、その国々の間に本来人我・親疎の理は存在しないということを明らかにし、自己と他者、自国と他国との間に差別はなく、皆同一であり、平等であるということ、すなわち天道の覚明である理を審かにすべきである。——この部は「天道覚明論」の基本原理が説かれている箇所である。

第二部は、第一部に説く宇宙の理を一身に体现する「英明の主」をめぐる問題へと展開する箇所である。この英明の主の威徳は博く宇宙に及び、地球上に存在する万国はこの英明の主^に帰嚮するに至るものであろうが、それはこの英明の主の胸襟の廣大闊達で、物——この「物」には人も事もいわゆる物も含められ、その中には国家も当然はいつている——として容れられないものではなく、その慈仁・化育の心は天と異なることはないのである。このような次第で英明の主は天下蒼生の君と云うべきである。それなのに自己の見識が狭少で、「一体一物の理」——宇宙については宇宙全体を統合する一理があり、地球上の国々についてはあらゆる国々が帰嚮する一人の英明の主が存在するという道理がある——を知らないのは、ちょうど全身が痿^{しび}

れて自分の痛さ、かゆさに気がつかないのと同じである。このような人はたとい百世も生きたとしても、天道という宇宙の理、個人に即しては「一体一物の理」を知ることができない。なんと憐れむべきことではないか。

第三部はこの論の最も主張したい結論というべき部分である。「天道覚明論」の筆者は言う。そもそもわが日本のごときは頑頓固陋の国で世々帝王は血筋を伝え、賢であろうと愚であろうと帝位に即き、その国を私して忌み憚るところがない。ああこの私心浅見の甚しいこと、どんなに慨歎しても慨歎しすぎることはない。然るに或る者は云う、堂々たる神州、三千年の間、皇統は一系、万国に卓絶する国である、と。その心は実に愚昧である。帝王は猥りに億兆蒼生の上にいるだけでなく、僅かに三千年というものを「無窮」とし、後世も亦このようにつづくと考えている。それ人の世の三千年の如きは、天道という究極者の観点から見ればほんの一瞬、まばたきをするようなものだ。どうして三千年を以て大数とし、また後世も無窮ということができようか。国家の盛衰興亡は人意をもって計り知ることはできない。今日のごときは実に天地開闢以来の世界が興長の機運であるから、海外の諸国において天理の自然に基づき、これまでの非を解悟し聡明を開いて文化の域に至ろうとする国が少なくない。ただ日本だけが蕞爾たる島国に據ってどの時代においても帝位が汚されることはなかったと思い、たとい暴悪の君が存在しても、堯舜湯武の禪譲放伐を行うことができないならば、その亡滅することは避けられない。速やかに固陋積弊の有害を攘いけて天道無窮の大意に基づいて、日本にしか通用しない見解を看破して、宇宙第一の国となることを欲しなければならぬ。ここにしるしたような理を推究して、遂に大活眼の域に到達しなければならぬ。

文末に「丁卯三月」という執筆年月日をしるしているが、この「丁卯」は慶応3年に当る。

以上は「天道覚明論」の概要であるが、その中心をなす第三部は安政2、3年頃の小楠の思想と酷似するが、小楠の作ではないと考える。第一にこの文は慶応3年に成ったとされるが、その頃の小楠の思想とは違うからである。今日のわれわれは、慶応元年に小楠の天皇観ははっきり変わって、日本では中国の堯舜の禪譲に見られるように、あるいはアメリカの大統領制のように、最も聡明で最も徳ある者が支配者の地位を継ぐという考えは成立しないという考えが明らかに成立している事実を知っている。(桃節山『西遊日記』)。しかしこの事実は近年判明したことから、当時の人々の意識に即して考えると、そのことを抜きにして考えねばならない。

第二は、小楠の西洋観は文久年間の対馬をめぐる英魯の角遂の頃から始まって、元治元年の井上毅との対談などを見ると、米国を含めて西洋列強は「割拠見」(国家的エゴイズム)に捉えられており、日本の模範とすべきものではないという見解に至っている。ワシントン個人のみは別であるが、米国でさえも南北戦争後ワシントンの遺意は完全になくなってしまったと言う。西欧諸国の国家観の根底にあるのは「自利」の追求であって「至誠惻怛の根元」がなく、「天を以て心として至公至平の天理」に法るものではない(以上「沼山対話」)。そして翌慶応

元年になると、彼の「堯舜三代の治道」を原点として人間の在り方を考えていく傾向はますます強くなり、西洋の学はただ「事業の学」であって「心徳の学」ではない。「君子となく小人となく上下となく唯事業の学」であるから事業はますます開けるが、「心徳の学」がないために「人情に亘る」ことを知らず、直ちに戦争になるという西洋文明の批判にまで進んでいる。

このような慶応3年以前の小楠を見ると、西洋文明を理想としてその上に立って普遍思想を展開している「天道覚明論」のような発想の論を、慶応3年3月の小楠が書くことはありえない。

なお小楠が安政2、3年頃話していた内容として藤村紫朗が小野小巡察に告げた上野堅吾の言、すなわち「有徳者天下ヲ有ツヘシ 皇統一系尤モ不可ナリ 合衆国ノ令ニ倣ヒ四年限入札ヲ以テ大統領ヲ立君臣ノ義ヲ廢シ五倫ヲ四倫トシテ可也」（前出）の言は、当時の小楠の神道家たちとの議論の中では大いにあり得たであろう。しかしその言は『国是三論』（元治元年）においては米国においてはそうなっているとの客観的叙述となっていて、米国でのケースが日本の場合にすぐ当嵌まる議論としては展開していない。この問題について彼はこの段階で判断中止の状態にはいり、日本の場合どのような政体を選ぶべきかという問題については、積極的に判断を下して自分の意見を他者に伝える態度を慶応元年の秋に桃節山に話すまで自分達のサークル（小楠の門弟のどの範囲まで伝えたか未詳）以外の人に対して示していない。その内に安政2、3年頃の彼の尊攘論者、なかんずく神道主義者に対する彼の発言が、彼らや尊攘論者の中で増幅されて「廢帝論」として展開したと考えるのが一番事実副った解釈のように思える。

それからあらゆる国々を統一する宇宙の理というものが存在し、それを体現する一人の「英明の主」が存在するのが宇宙ないし世界の原理であるという考えが展開されているが、そのような思想が慶応3年の小楠の中に存在したであろうか。

小楠は各国家を超えた普遍的な原理の存在は認めてはいるけれども、第二部で示されているような全世界が一人の英明の主によって統一されるという考えは慶応3年の小楠にはまったくない。世界には強国、弱小国が並存し、開明の国、未開の国という差異をもつ国々の存在を認めながら各国を平等に扱う普遍的原理、天地公共の理の実現をめざし、しかもそれらの国々との富強の関係は固定的なものではないという考えをもっていて、国家と世界との関係を動的に捉えている。そして国家は国民の生命、財産を守らねばならないという性格をもっている以上、国家的エゴイズム（国家の私）を免れ得ないけれども、それを超える面を志向すべき存在であった。「何ゾ富国ニ止マラン、何ゾ強兵ニ止マラン。大義ヲ四海ニ布カンノミ」という句も、宣教師を世界に派遣して日本教を宣布するというようなものではなく、富国・強兵という国家存立のためのイデオロギーの制約を蒙りながら、しかしそれを超える「天地公共の理」をいかに実現していくかを説き、あるいは討論することであって、それは堯舜孔子の道、小楠の思想の展開という観点からすれば「修己治人」の道の否定的発展として成立した「三代の道」である。慶応元年の「沼山閑話」の小楠からすれば人類の共存的繁栄の道を醇醇と説き、

あるいは自分の存在を通して相手に感知させるという生き方こそ似付かわしく、それは何も G. B. サンソムが考えているような特別の大仰なことではない¹⁷⁾。

英主が出てその人によって人類が方向づけられるというのは、ワシントンという偉人がいて、米国の社会・国家がすべて公共の原理によって整序されていると信じた安政2、3年頃の小楠には似つかわしい発想であるが、米国以外の西洋諸国が国家利益の追求を国是とし（文久年間から元治元年頃までの小楠の世界像）、さらには米国すらも南北戦争以後そのようになってしまったという世界像をいなくようになった（「沼山閑話」、慶応元年以降の）小楠には、一人の英主によって人類が救われ方向づけられるという発想は誇大妄想にすぎないであろう。われわれはこの「天道覚明論」が慶応3年の春に書かれたという設定になっていることを忘れてはならない。前記のような小楠の世界認識の変化は元治元年の「沼山対話」から始まっていて、さらに翌年の「沼山閑話」の発想はそれ以前とまったく変わっていることに注目すべきであろう。しかし彼の「堯舜三代の治」「三代の道」の正しさに対する確信は全く変わっていない。しかしそれまで相手を説得することを手軽に考えていた自信たっぷりの小楠が（たとえば「縦い彼は二重三重に城府を構へ参り候共我は至誠惻怛を以て交るべきことに候えば世界に透らぬ処はなかるべく、所謂煙管一本にて事足ると申処に候」（「沼山対話」）、翌年の「沼山閑話」では「当世に処しては成も不成も唯々正道を立て世の形勢に倚る可らず。道さへ立て置けば後世子孫可残なり。其外他言なし」と言うに至っている。「人は天中の一小天にて、我より以上の前人、我以後の後人と此の三段の人を合せて初て一天の全体を成すなり」という人間観・歴史観と同じ発想である。小楠の思想は非常に謙遜に、しかも強靱なものになっている。「天道覚明論」の筆者は、慶応3年3月の小楠がかつての小楠とは違った小楠に変わっていたということをまったく知らず、その「英主論」を展開していると考えられる。このようなことを見れば、「天道覚明論」が小楠の作ではなく、安政2、3年に発し、それよりやや長い時期の小楠から、直線的に発展した晩年の小楠像をつくり上げ、そのような文脈の中で小楠の普遍思想を捉えていたと言わねばならない。

これまで述べたことが明らかになれば、以下のことは不必要に思われるが、二つの理由からやはり書かねばならないと私は考えている。その一つは、これを書くことによって「天道覚明論」の筆者は誰であったかを推理するてがかりができるかもしれないということと、「沼山対話」や「沼山閑話」を読んでいない当時の大部分の人々の立場で考えてみる必要があると考えるからである。その立場に立って「天道覚明論」が小楠の作ではないという理由の第一は文体の問題である。第一部、第二部の文体はあまりに平明で軽い説明的文体で、嘉永6年小楠自身が書いたことが確かな『夷虜応接大意』の力強く、読者に思考を迫る緊迫した文体とは違いすぎる。万延元年の『国是三論』は小楠の考えを中根雪江が書いたもので、小楠自身の文体とは異なるが、それでもこの第一部の文章よりずっと力強く、読者に迫るものがある。

措辞からいうと、第一部に展開されている「属」という植物学・生物学の分類原理を使って議論を展開するような箇所は、小楠の作品に見当たらない。また第一部に「宇宙の理」という

用語が使われているが、小楠であればこれを「天地の理」と言うだろう。小楠の「天地の理」は今日の「宇宙の理」「全地球の道理」の用語に当る。(小楠の「天地の理」という語に当るものとして、松平春嶽は「全世界之道理」(山崎正董『横井小楠』伝記篇 424 頁)と表現している。これは小楠の思想の春嶽流の受け止め方であろう。)なお「天地の(道)理」を形而上学的な意味で使う時は「天理」「天の理」という風に小楠は区別して使っている。

われわれの眼にする「天道覚明論」は一つの構成をもった文章である。小楠であればこのような文章は書かないだろう。ある主題に端的にぶつかりながら、しかも抑制ある仕方でも問題を展開しつつユニークな迫力を持って主題を深めていくやり方が小楠の真骨頂で、ここに見られるような、いかにも学者風の一つの構成体として文章を書く趣味は小楠にはないと思う。

今私は執筆者の趣味の問題として問題を論じたが、第三部だけで文章をおさめないで、第一部、第二部を加えたのは、第三部だけであればこの筆者が誰であるかを容易に推察される怖れがあるので、それを防ぐために第一部、第二部の文章を付け加えたのかもれないが、いずれにしても小楠はこの「天道覚明論」のような学者風の一つの静的な構成体として文章を書くことはないように思われる。

そうしたことから、私は「天道覚明論」は安政 2、3 年頃飛躍的に変わった小楠の思想をよく知る人が、その思想を展開させるとこういう形になると予想して、これを小楠の作として表現し、その際若い世代の人の協力を得て成文化したものではないかと考える。

そしてこの協力者は「天道覚明論」の構想者が心から信頼している人で、しかも(1)朱子学に通暁している人、(2)当時の博物学者、ないし博物学に関心を持った蘭学者の書いたものはかなり読んで、と私は推察している。

この推察の根拠は、第一部では「宇宙の理」を言い、第二部では「一体一物の理」と言う。共に厳密には朱子学の措辞ではないが、考え方は朱子学の考え方をきちんと踏まえている。もしかしたら朱子学を知らない若い人に、このように置き換えて分かりやすく説明しているのかもしれない。これが朱子学に通暁している人と推察した理由である。

また博物学に関心を持った蘭学者の書いたものをよく読んでいた人と言ったのは、「属」という用語を自由に使いこなす文体と措辞に注目するからである。これは幕末に入った植物学ないし生物学の用語で、リンネの弟子のトゥンベルク¹⁸⁾がオランダ商館長付き医師として幕末の日本に来て、リンネの分類学を習い、日本の蘭学者たちは「属」の訳語を工夫してそれを使うようになった。「属」は朱子学の用語ではないが蘭学者たちは西洋の自然科学を受容する際に朱子学の「気」などの概念を媒体としてこれを理解したので、朱子学者も若い世代は蘭学者の業績を読み始めたのであろう。

(2) 「天道覚明論」というタイトルの検討

最後に残された「天道覚明論」というタイトルが果たして右に述べた本文の内容にふさわしいものであるのか、そのタイトルは儒教の立場で書かれているのか、それとも何か他の立場で

書かれているのか、ということの検討である。

それでまず儒教の方からタイトルの意味を考えると「天の道理は明察力がある」というようなことになると考えてよいであろう。それで通らないことはない。しかし何となく着着が悪い。

そこで仏教では考えられないかとも思ってみた。仏教では一般に、欲界、色界、無色界の三者を総称して「天道」というが、この天道はまだ未悟の世界であるから、ここのテーマにふさわしくない。

そこで「天道覚明」という語を探したが辞典にはない。次に「^{かくみょう}覚明」の方を中村元『仏教語大辞典』で当たると「賢いこと」とある。そこで窮して「天道はみなお見通しだ」とも解釈してみたがそれは私のこじつけであった。それで着着ける筈はない。私は自分の仕事を中断していた。そしてその頃藤間正大氏の『近代熊本』第27号に載っている論文「小楠思想第二の転機再考」（熊本近代史研究会、1999年2月）を見た。そこには「阿蘇神社は台教の宗法をそなえている（『肥後国誌』下「阿蘇郡内政手永」）阿蘇神宮寺の系譜を引いている」という一文を読んだ時、「なるほどそうか」とこれまで残っていた朦朧とした部分がすっきり取れたような実感を覚えた。阿蘇惟治が、天台の教義の心得のない者がなんと理解したらいいのか分からず、右往左往するさまを想像して面白がって、「天道革命論」と解釈する馬鹿もきつといるに違いないと独り悦に入っているさまを想像したりした。戦略家惟治とは異なる彼のいたずらっぽい姿を見て面白い人だと思ったのである。

しかし考えてみると問題はちっとも解決されていない。「天道覚明」という用語がはたして天台の教義にあるのだろうか、日本天台の独特の用語なのか、そしてその意味は、日本人の思想の歴史の中に独自に発達した「天道」という用語と、仏教語の「覚明」とが合成されたのか、それも判らない。

そこで私も亦『肥後国誌』下に当たってみた。そこには確かに「肥州阿蘇山者台教之宗風」の語がある。藤間氏はさらに、「阿蘇神社は台教の宗法をそなえている阿蘇神宮寺の系譜を引き継いでいる」と要約している。これは確かに原文の意の正確な要約であるが、もう少し原文に即して言うところを詳解しよう。

「阿蘇宮由来記」によれば、近衛天皇の天養元年(1114)8月3日に、叡山の慈恵大師(慈覚大師の法系)の徒の最栄が阿蘇大宮司の神立友孝に請うて阿蘇山に住して、自ら十一面観音を彫ってそこに安置し、もっぱら法華経を読誦した。その後寺院を造建して三十七坊となった。これが古代の阿蘇神宮が「神宮寺」をもつにいたった初まりと言ってよいだろう。

その後長くこの状態が続いたが、戦国時代になって九州の大友、島津の両大名が対立して阿蘇宮は衰微し、社家・寺僧共に諸方に散在することになった。戦乱が止み、新たに肥後の北半の領主となった加藤清正は阿蘇の社家・寺僧がまた故地に帰れるように計らい、阿蘇の一族たちは黒川村坊中に帰る。その時の大宮司は乱を逃れて宇土城にいた阿蘇惟善であり、その後阿蘇家は連々とつづいて幕末の惟治に至った。

しかしながら阿蘇家にはまた新しい難題が起った。それはこれまで慈覚大師系の神宮寺であったのに、細川家は上野の寛永寺の支配下になるように命じ、寛永寺では舜敬という僧を学頭として派遣した。これは細川家が藩の安全をはかるために自らそうしたのか、天海が寛永寺の勢力を伸ばすために幕府内における自己の権力・権威をバックにして細川藩が自ら申し出るように仕向けたのかその点はよく分からない。

阿蘇の方では、組織の方では細川藩の言う通り寛永寺の輩下に属したが、「法義ハ猶古例ノ如ク山内ニテ伝法」しつづけた。これが新しい形の阿蘇神社になっても、遠く近衛天皇当時の慈覚大師の一派の宗法が阿蘇の神宮寺から阿蘇神社に変わっても、さらに所属が叡山から上野寛永寺に変わっても、惟治の時まで受け継がれた歴史である。

従ってたんに「台教の宗法」と言われていたものが慈覚大師系の天台の宗密が阿蘇の神宮寺に伝えられてきたことが判った。そうするとわれわれはこの慈覚系の台密の教義がどのようなものであったのか、どのような形で神仏習合していたのか、ということ調べなければならないことになる。焦点はもう一つ定まったと言ってよい。

しかしそうすると、佐々木憲徳師が「天道覚明論」は小楠の作であるという問題提起をされた時に、「天道覚明」というタイトルがどうして気にならなかったかということが気になる。なぜなら佐々木師は戦前龍谷大学で教鞭をとっておられて「天台学」を講じておられたからである。そこで佐々木師著『横井小楠評伝』（坂田情報社、昭和 35 年）を地元の小平図書館を通して東京都立中央図書館に当て貰ったががないという返事が帰ってきた。この件は地元の熊本の図書館に当て貰うほか方途はない。有志のご協力があれば幸いである。

二 「天道覚明論」と「東臯野人文書」の筆者の問題

(1) 「天道覚明論」の筆者

「天道覚明論」の筆者が誰であるかということについては長い研究の歴史がある。その研究史の素描は注にまわすことにして¹⁹⁾、ここではまず前者についての私の見解を述べる。私の見解では、「天道覚明論」の筆者は大宮司阿蘇惟治である。予断なしに研究していくうちに、それ以外に「天道覚明論」の筆者はないという結論に達したのであって、藤間氏の影響によってその結論に達したのではない。そして「天道覚明論」の筆者だからと言って、これが彼自身の文章ではなく、小楠の「国是三論」が中根雪江の手によって書かれたように、大宮司の考えを文章にした人がいたと考えている。大宮司の立場は現代風に言えば編者兼筆者のようなものかもしれないが、若い人々が自分の創意で書いたものを、年長のもので編者としてまとめたのではなく、大宮司の創意によってこの文は成り、あくまで大宮司の意を体して若い人ないし人々（多分一人であろう。場合によっては第三部だけは小宮司が書いたのかもしれない）が、文章化するのを手伝ったのである。それほどこの文は大宮司にとって重要なものであった。自分個人だけの問題ではなく、皇室に次ぐ古い歴史をもつ阿蘇家、ならびにその一族、家来の運命に関わることであるから、いい加減な対応はできない。そのことを考えると、かれの助手をした人の数は

多分一人であろう。外部への漏洩を避けるためには一人の助手の方が最もよいからだ。

なぜ著者を阿蘇惟治とするのか。古賀大巡察は、小楠の廢帝論の証拠品を求めて熊本に來たのであるが、その要求にこたえるものとして大宮司は阿蘇神社の社殿においてこの「天道覚明論」なる文書を発見してこれを提出したものであり、しかもこれまでの考察によって筆者は小楠でないことが明らかになったのであり、さらにまたこの書類を提出したとする長谷信義が架空の人物であったことを大宮司自身が言明しているのであるから、残るところは筆者は阿蘇惟治しかあり得ないのではないか。

今私は消去法で阿蘇惟治以外にないと言ったが、もちろん積極的に主張する理由もある。それは「天道覚明論」の核心をなす第三部の小楠の安政2、3年頃の見解と思われる天壤無窮非説ともいうべき議論に就いての理解とそれへの批判は実に確かである。『海国図志』の米国篇の大統領制や共和的社会の構成に大きな衝撃を受け、自己のいづく「三代の道・三代の治道」の正しさをますます確信して、その精神を現実に生かし、そのことによって国家の独立を全うしようとする方向をひた走り走る小楠とは違って、一人の神道家として安政2、3年に小楠の提起した問題をじっと見据え、その問題にどう対応するのかを考えつづけてきた人でなければ書けないものがそこにある。私はこの「天道覚明論」と惟治が神祇官に提出した「心組」の二者は、阿蘇惟治が長い間考えつづけてきたことの総決算であったと考えている。林櫻園の神道が賀茂真淵、なかんずく本居宣長の国学を神道の立場で受けとめ、それを実践化していった純粹神道主義、とすれば、同じ神道家、しかも弟子ではあるが、阿蘇惟治は阿蘇神宮を担う者の立場で受けとめ、それを新しい時代に展開できるものにしたいと考えつづけてきたと私は考えるのである。

(2) 小楠と楠本碩水

ここで最も留意すべきは、小楠を「天道覚明論」の筆者とする堤克彦氏の論攷にどう答えるべきかということである。氏は「天道覚明論」の筆者を「小楠」、「東臯野人文書」の筆者を「元田永孚」という新説を発表された²⁰⁾。前者は以前からかなりの人によって唱えられてきた説ではあるが、堤氏のように楠本碩水の『過庭余聞』に拠って「天道覚明論」を小楠の著著としている研究はこれが初めてである。

碩水²¹⁾は今日の長崎県佐世保市針生島(当時は平戸藩の所領)に生まれ、兄の端山と並んで日本の二程子と併称されている崎門学派の朱子学者である。かれの『碩水先生餘稿』には「先生(碩水)在肥後。屢訪横井小楠。以為有用之学。有為之才。豪傑之士。而非俗儒俗学也。後小楠擢參與在京師。先生不復相見。一則不近權要也。一則以甚變洋学也」とあるように、同学でもないのにこれをかなり大きく取上げている。公的には却って縁の深かった木下韃村²²⁾については「我往年遊広瀬淡窓、草場珮川、木下韃村門。皆無所得而去。由不擇師也」と書いているのを見ると小楠の方が人間的に波長が合ったのであろう。彼が儒学の師と仰いだのは熊本の月田蒙齋²³⁾であった。

『碩水先生日記』を見ると、小楠と初めて会ったのは嘉永6年8月2日、碩水22歳、対する小楠は43歳であった。碩水はこの年の6月4日から木下韃村の許に入門していたが、ここで小楠の噂を聞いて小楠を訊ねたものと見える。ちなみに韃村と小楠は絶交の関係にあった。碩水の8月2日の日記には「2日訪横井小楠。小楠名時存。称平四郎」とあり、次に会ったのは嘉永6年17日、次は安政元年正月23日の「訪横井小楠」とある。訪問の記録としてはこの3回だけである。そして安政2年の2月から11月までの熊本滞在中に会っているかもしれないが、会ったという記録はない。その後小楠の名前は日記には見えず、明治2年正月元日の日記に「是日横井平四郎見殺」とある。彼は明治元年の1月24日から藩の公用で上洛していたのだが、権力のある地位にある人には私用で自ら訊ねるといことはしないという処世方針と小楠が洋学に変わっている（碩水がここで使う「洋学」の意は厳密な意味での洋学ではなく、西洋文明にコミットしている程度のことであろう）からである。

私が碩水と小楠が会った記録にこだわったのは、二人が会った回数とその年月を確認して、そのことを通じて堤氏の断定の根拠が果たしてそれを基礎にして小楠が「天道覚明論」の著者として断定するに耐えるものであるかを確認するためである。ところで、さきの『碩水先生餘稿』における小楠とたびたび会っているという記事の事実は、嘉永6年8月2日、8月17日の2回と安政元年正月23日の3回だけである。

そうすると碩水が小楠と会ったのは、小楠が西欧諸国に関心をもって彼らが「有道の国」であれば交易してもいいが、現実には「無道の国」であるとして攘夷の姿勢を保っていた時であり、まだ『海国図志』はもちろん、それよりも早く輸入されてその一部は翻刻されている『聖武記』さえも読んではいない²⁴。また崑山や高野長英の経世書も読んでいる形跡はない。西洋事情に関する限り、彼は当時の日本の知識人の中では知的後進者であった。儒学に関しては李退溪を介して朱子や朱子者系の中国の朱子学系のもの、日本の儒者では山崎闇斎や、李退溪の信奉者である熊本藩の大塚退野や平野深淵らを読んでいる朱子学者であって、碩水とは共通の面が多い。しかし小楠が経学の問題への必死の学習の時期はもはや過ぎて、経典をいかに現在の日本の直面している問題にこたえるものとして読み解くか、という関心に移ってしまって、「有用の学」に志している儒学的経世家としての小楠しか知らないという面ももつ。それだけのことを念頭に置いて、碩水の『過庭余聞』に書かれている小楠についての碩水の見解をすべて列挙してみる。

- ① ○横井小楠ハ才モ高ク知モ明カゾ。長岡監物ヤ。荻角兵衛ト朋友デアッタ。朋友ト云フウチニ小楠ガ頭取りゾ。大塚退野、平野深淵ノ学ヲ続クト云フ志デアッタコトゾ。一時盛ナコトデ。実学連ト云ウタコトゾ。熊本ノ俗儒儒輩ハコレヲ嫌ウタゾ。
- ② ○予モ小楠ノ会序ノ席ニイタコトガアルゾ。論語デアッタガ、其ノ内ニテ一人本文ト集註トヲ素読スルノミデ跡ハ討論ゾ。輪読デハナカッタゾ。
- ③ ○小楠後ニハ洋学ニナッタゾ。長岡トモ疎遠ニナッタトミエル。
- ④ ○小楠ハエライ人ゾ。天道覚明論ヲ著シタゾ嗟呼血統論豈是天理順ト云フ詩モアルゾ。

アンナコトハ日本人デ云フ筈ノコトデハナイゾ。

- ⑤ ○小楠ハ洋学ニハナツタガ。二典三謨デナケレバナラスト始終云フタソウナ。コレハ大見識ゾ。
- ⑥ ○潜庵（春日潜庵ノコト）ガ云ツタコトガアルガ。平四郎ハキカヌ気ノ男デアッタ。三日モキテ大学ヲ論ジタゾ²⁵。（上記の①②……等の数字は説明の便宜のために源が附けたもの）

この六つの箇条のうち、①②は純粹に彼が觀察して得た知見、もしくは判断。③は彼が熊本に来て多くの人々から得た情報。⑥は彼が春日潜庵と話して得た情報であって、ほぼ彼が経験によって得た知識である。⑤は彼が小楠をよく知っている人から得た情報ということも考えられるが、それはあまり現実性がなく、明治22年に出た横井時雄編の『小楠遺稿』から知った情報ということも考えられる。碩水は大正5年に亡くなっているが、『過庭余聞』は明治8年(1875)碩水43歳の時に生れた正脩が父から聞いたものを記録したものであり、仮に満30歳の時の仕事とすると明治38年(1906)の仕事であり、彼が正脩に家事のすべてを付託したのがその前年であるから、ほぼその頃に父親から聞き出し記録したものであろう。そうすると「小楠遺稿」はすでに出ている(明治22年)からその「沼山閑話」から得た知識であることは十分にあり得る(この項は『楠本端山・碩水全集』巻末の碩水年譜から算出したもの。)

最後に残された問題は④の「小楠ハエライ人ゾ嗟呼血統論豈是天理順ト云フ詩モアルゾ。アンナコトハ日本人デ云フ筈ノコトデハナイゾ。」という箇所である。堤氏はこの箇所について、「慶応元年(1869)3月に著された「天道覚明論」と断定し、さらにそれにつづいて「小楠ハエライ人ゾ。天道覚明論ヲ著シタゾ。」と言い切っておられるが、丁卯2年(慶応3年)3月と書いているのは「天道覚明論」の筆者であって、小楠自身がそう書いているのではない。ここには証明すべきことを前提として、恰も証明されたことであるかのように議論を進める奇妙なことが起っている。なお「小楠ハエライ人ゾ。天道覚明論ヲ著シタゾ。」と誉めた碩水の『過庭余聞』にも、小楠が慶応元年3月に「天道覚明論」を著したという記事はない。

それからこの文をめぐる第二の問題点は、「天道覚明論ヲ著シタゾ嗟呼血統論豈是天理順ト云フ詩モアルゾ。」という原文の表現を、堤氏が「天道覚明論ヲ著シタゾ。嗟呼血統論豈是天理順ト云フ詩モアルゾ。」というように「ゾ」と「嗟呼」の間に句読点をわざわざ挿入して前文と後文とを切断するように解説して理解したことにある。氏の読んだテキストの原文は影印本であるから誤植ではない。堤氏のように切断して読めば氏のような解釈も可能であるが、誤植でないことがはっきりしている場合は立ち止まって原文の通りに解釈すべきではなからうか。切断しないとどうしても意味が通らない場合は話が別である。意味が通る場合は、自分の意に副わなくてもやはり原文に従って解釈すべきだと思う。

この文の場合、原文の通りに読むと「天道覚明論ヲ著シタ」という前出の無条件な断定力は弱くなって、後文の「嗟呼血統論豈是天理順」という詩を小楠が書いたという事実によって補強されてはじめて前文の主張が成り立つという含蓄が出てくる。このような含蓄ある文の場

合、その文章を証拠として小楠が「天道覚明論」を著したという全面的に断定的な主張をすることは公正な議論にはならない。

碩水がこの文の中で言おうとしたことは、横井小楠は「嗟呼血統論豈是天理順」という詩をつくった人だから「天道覚明論」を著した可能性は大いにあり得るよ」という程度のことではなかろうか。道徳的・知的にも最善・最高の人を忖んで帝位を譲るといふ儒教の基本の教説をあくまで貫徹するという非妥協性の強烈さという点で、いい加減なところで妥協する日本の儒者、拡張的に言えば日本人にはあり得ないすごい偉大さが小楠にはあるという畏敬の感情が文末の「アンナコトハ日本人デ云フ筈ノコトデハナイゾ。」と言わしめたのである。

碩水の上述のような、自分とは見解や立場を異にすると知りつつ小楠を評価する態度は、形を異にしつつ小楠と人間として相通ずる面が碩水にあったからだと思う。碩水は大政奉還の折に、禄を下賜しようとする平戸藩の意に反して禄を受け取ることを拒んだ——彼自身のことばで言えば「禄を棄てた」。藩の要職にあった兄端山はそれを止めようとした。弟の態度があまりに社会的に幼稚だと思ったのであろう。碩水は言う。「予ハ禄ヲ棄テタノゾ。世ノ奉還シタトハ違フモノゾ。其ノ時ハ大分異義ガアツタサウナ。許シガナイノデヒマヲ取ツタコトゾ。予ハ決然省ミナシタ。……コノ棄ノ字ガ大事ゾ。」と。

どうして碩水は禄を捨てたのか。彼はその理由を次のように語っている。「世ノ藩臣タルモノ共。其ノ家禄ヲ天朝ヨリノ禄ト思ッテイタゾ。実ハ武家ヨリノ禄ゾ。」——碩水自身もそのような藩臣の一人だったのであろう。彼はつづけて言う。大名は「賊臣」である。朝廷の復古も大名の力を藉りてできたものだから如何ともしがたい。今大名たちは華族に列せられて得意がっているがおかしいことだ。旧藩主が旧主なら、徳川慶喜は諸大名の旧主人に相違ない。ところで幕府の世に、諸大名で徳川家を主人でないとやったものがあつたかどうか。もしそういうものがあつたら領分は取り上げられ、首もなかったに相違ない。そしてその結論として「日本ハ国郡ノ制デアツタ。封建デハナカッタゾ。徳川ガ土地人民ヲ自由ニシタカラ。大名ニモ自由ニサセタノヂヤ。同罪ゾ。」かくて大名も大名に仕えていた藩臣もその一人であつた自分も同罪である。だから自分は自分をつぐなうために禄を捨てたのだと彼は言う。思想の形はまるで違うが自分の思想的信念に忠実であるという点で彼は血統論を否定した小楠に人間的共感をもっていたのであろう。

(5) 「東臯野人文書」の筆者

残された問題は「東臯野人」とは誰かということである。堤克彦氏はこれを元田永孚に宛てておられるが、それは疑わしい。「沼山閑話」の冒頭に「一日秋晴に暁を冒して閑居を訪しに、容顔は昔に変われども蘊蓄は益深く、両鬢には霜を戴きたれども精神は加倍せり。折節訪人も来らざれば終日の閑談に、積年の情懷も尽くしたり。」(傍点は源)とあるが、この傍点の部分を見るとこの年の3月に小楠を訪問した人の言ではない。『還暦之記』を見ても元田は文久3年(1863年)小楠が失意の状態で帰熊した時、不破家で会い、さらにその後沼山津の村居

を訊ねて以来、慶応3年の秋まで会った形跡はない。加うるに元田は見識においては小楠にはるかに劣るが、小楠のような自信家が見落とす人心の変化の機微がよく見えるという面もある（たとえば文久3年の福井藩の大挙上洛の件。当時たまたま京都にいた元田の、京都の様子を伺いに来た村田氏寿への勧告が、小楠が中心となって企てていた福井藩の挙兵上洛を駄目にしたこと、など）。当時の元田は自己の判断力を持ち、小楠の言の何を聞き、何を受け納られないかという判断をし、小楠の意に反して敢て実行する能力をすでに身につけていた。「東臯野人」のように小楠が死ぬまで小楠にべったりとその判断を仰ぐというような人ではなく、小楠を尊敬しつつも、自分の考えをはっきりもっている自立した存在であった。「東臯野人」の「東臯」が元田が大江に移ってからの号であることは間違いない。だからといって、「東臯野人」即元田永孚と速断するのではなく、ここで使われている「東臯野人」とは居を移す毎に号を変えろという元田の行動パターンをよく知り、そして元田が大江に移った以後、号を「東臯」と変えた情報をいち早く知っていた人間の、一種の攪乱戦術とみなした方が適切ではなからうか。

更にもう一つ元田が「東臯野人」でない理由は、氏が「東臯野人文書」の中で、小楠が「匹夫匹婦」によって殺されたとしていることである。このことはすでに藤間正大氏が指摘されているので敢えて挙げる必要はないと思うが、事柄をはっきりさせるために、一、二付け加えておく。「この匹夫匹婦」によって殺されたというのは、多分小楠の死後、暗殺者弁護のために多くの尊攘の浪士たちが立ち上がっただけでなく、秋蘭という号で知られた若江におこ薫子という女流漢学者——彼女は大原重徳を尊敬していた——が華々しく小楠を批判し暗殺者を弁護したことが、阿蘇までつたえられるうちに事実関係の認識像が歪められてしまったものであろう。元田の息子亀之助は京都に行っていて、元田の許には正確な小楠をめぐる京都の情報が、一般の京都の情勢の情報と共に逐次送られてきていた。それを知っている元田がこのような間違っただけのことを書く筈がない。

さて「東臯野人文書」の筆者が元田でないとすれば誰か。私は阿蘇大宮司に仕えて、その息子の教育だけでなく、阿蘇家の藩屏ともいべき宮川、市原、蔵原の三家の子弟の教育にも当たった儒者本島四郎の存在が大変気になっている。私は『熊本バンド研究』を読んで阿蘇出身の宮川経輝、市原盛宏、蔵原惟廓の三人がそれぞれ明確な個性を持ち、いずれも能力があり、人間としても魅力ある人物であることを知って、彼らを「熊本洋学校」にはいる前に教育した本島がどういう人物であるか、どういう経歴の人なのか興味をもち始めた。そして彼が阿蘇神社大宮司の阿蘇惟治の子供の師であることを知って、「東臯野人」なる者の書いたとされる文章の真の筆者は、この本島四郎ではないかと考えるようになった。

この考えを補強する資料がある。それは大宮司が明治3年2月13日に神祇官に提出した文書の次の一節である。

先達而古賀大巡察へ及披露候覚明論之儀ハ委細大巡察モ承知之通当所着之一兩日前夜中当宮

社頭ニ落し有之たる迄ニテ 長谷信義と申候名前ニ而は御座候得共委曲先達而も相違候通右
人柄相分不申……（国事史料卷 10、386 頁）

このように「長谷信義」という人物は架空の人物であり、それこそ大宮司の陽動作戦であつて、「天道覚明論」事件が大宮司とその近臣との共同謀議であることを看破されないために仕組まれたものであると推理してもおかしくはないであろう。そして本島は大宮司の「天道覚明論」執筆に際しての有力な、私の気持ちからすると唯一の協力者——であつたと考えている。

本島が小楠の門を叩いたかどうかという問題が残っている。これまでのところ小楠の門下生や周辺の人々の書いたものにはまったく姿をみせないから、多分門下生となつたことはないと思う。それよりも可能性がありそうなのは、もし本島が大宮司の指示でこのような作業をやつていくうちに、横井小楠という人物と思想に興味をもち、阿蘇家の藩屏をなす家々の若者たちに、小楠の甥や弟子たち、共鳴者たちの尽力によって創設された熊本洋学校への入学を勧めたのではないか、ということが明らかにならないかということである。

ところで本島という人はどういう人物でどういう儒者なのであろうか。それを知る手懸りはないと、角田政治著の『肥後人名辞書』（青潮社）の阿蘇郡の部を見たが載っていない。半ば諦めかけていたが、その後同書の熊本市の部を見ると、「本島四郎 名は崇廣。儒学に志し山崎闇斎の説を主張す。後阿蘇氏の聘に応じて其学を督す。又和歌を好み音楽を能くす。闇境其人となりを慕へり。明治 20 年 11 月歿す。年 67。」とある。そういうことであれば、これまで黒子役に徹したこの人——聡明ではあるが、謙虚で和歌を好み音楽を愛するつつまじやかなこの人も何時か私たちの前にその姿を見せてくれそうな気がする。

小結

この論文は、横井小楠の国家観の一部をなす天皇観から派生した「天道覚明論」の筆者、その内容、それを生み、そして大きな「事件」とした思想的・社会的背景を明らかにすることをめざし、そのために、「第一部、横井小楠の暗殺をめぐる事件」、「第二部、「天道覚明論」をめぐる問題」という構成をとつた。両部ともこれまで試みたことのないアプローチであるために難渋したが、特にこのうち第一部は私は明治初期の法制史的知識が足りないためにもどかしい気持ちでやりつづけたが、最後の段階で三谷太一郎教授から教えていただいた菊山正明『明治国家の形成と司法制度』、またこの本を読むことによって知った『日本政治裁判史録 明治前』所収の田中正明「横井小楠暗殺事件」の両者を読むことによって、薄紙が剥げるようにほんやりしたもののがかなり判っきりとなり、多くの思い違いを直すことができた。

しかし問題がこれで解けたのではない。小楠の日本国家における天皇のあり方についての考えの大きな変化を記録している松江藩の藩儒桃節山の残した重要な文献『西遊日記』『肥後見聞録』の検討、そして明治元年、一時病態が悪い時、死を覚悟した小楠が門弟たちに筆記させた「幻の筆記」、『小楠の遺志』を紹介する仕事が残されている。この『遺志』は戦前から噂さ

れていたものであるが、その行方が判らなかつたものが、小楠研究家徳永洋氏によって発見されたものである（徳永洋『発見！感動 横井小楠 郷土の偉人に魅せられて』平成12年、自費出版）。これらの作品を含め、小楠の青春期の天皇観の変遷を、幕末の天皇観の歴史の文献の中で明らかにする作業が残されている。これが今回のテーマにおける次の課題であることを予告して、今回の発表を一応終わることにする。

注

- 1) 横井小楠の「三代の道」について、拙稿「横井小楠の『三代の学』における基本的概念の検討」『アジア文化研究』別冊2、「伝統と近代——長（武田）清子教授古希記念論文集——」（アジア文化研究所、1990年）、ならびに未定稿ではあるが「近世日本における『実学』の諸形態と『誠心的経世済民の実学』——横井小楠を中心として」（第6回「東アジア実学国際シンポジウム」論文集、2000年11月、日本東アジア実学研究会）を参照されたい。
- 2) 林櫻園（寛政9年—明治3年、1797—1870）は熊本以外ではあまり知られていないが、幕末の最も傑出したユニークな神道思想家のように思える。櫻園は号で、本名は林藤次。熊本藩士。家は代々有職の専門家。藩校時習館の秀才であったが、15歳で教官に愛想をつかしてみずから退学。その後宣長系の国学者長瀬真幸について賀茂真淵、本居宣長の蘊奥をきわめる。しかし彼の知的関心は広くかつ深い。儒教はもちろん、仏教についても一切経を2回も通読、老荘、兵学、兵法に通じ、オランダ語も独学でマスターして蘭書も自由に読めたようである。また漢訳聖書も読んでいたようである。そのうち中心をなすものは神道・国学であるが、兵学・兵法（蘭書系の兵学書も含む）がそれに次ぐものであった。

神道・国学ではとくに宣長を好み、テキストを精読しつつそれを実践化するという志をもち、その側面を強く受けとめたのが神風連の乱を起した人々である。しかし櫻園自身は他の宗教や思想の良さも十分に認めてそれを国学・神道の今後あるべき姿に吸収し役立てようという気持ちをもっていて、そのすべてが神風連の運動にはいった人々の中に吸収されたとは言いがたい。

他方兵学・兵法は状況々々において神道家がどのように自己のあり方、行動を判断し決断するかという時に資するものと考えていたが、ペリーが日本の法を冒して江戸湾にはいった時、ペリーの非を批判し、先方の出方によっては戦火を交えることを辞さないという決断をするべきだと考えていたようである。もちろん幕府軍が敗けることを洞察した上の話である。敗けても徹底的に抗戦する。そうすると本国を離れた土地での戦いであるから相手は疲労し厭戦の気を起す。他方長い抗戦の間に幕府は破れ混乱の中からすぐれた若者が生れて新日本の指導者が生まれ、天皇の下に日本が新生し、先方は侵略を諦める、というベトナム戦争におけるホー・チミンのようなことを先駆的に考えていた。

このようにまれに見るスケールの大きな人であったから、彼の許には多くの人々が入門し、その弟子としては太田黒伴雄、（旧名大野鉄兵衛）、加屋霽堅、上野堅吾のような敬神党系の人々だけでなく、尊攘派の人々としては宮部鼎蔵、永鳥三平、轟（木）武兵衛（のち列之助と改名）、小橋恒蔵等の人もあり、学校派で明治以降実学派と協力した道家之山も入門している。また実学派の長岡監物とは心を交わした仲だし、竹崎律次郎などは小楠に入門する以前には櫻園に入門している。そして横井小楠も、一時は数ある弟子の中で筆頭の弟子とされていた。また他藩からは吉田松陰、大村益次郎（村田康安）、真木和泉守父子、佐賀藩の島義勇なども刺を通じている。そして驚くなかれ、大宮司阿蘇惟治はもちろんその嗣子惟郭も櫻園の弟子であった。（小楠が一時櫻園の筆頭の弟子であったことはもちろん、弟子であったことも、神風連の正式の文書にはしるされていない。それは当然であろう。しかし尊攘の志士であった当時、筆頭の弟子とみなされていたとする堤説は正しいと思う。）

小楠は櫻園の神道思想には共感できなかつたが、櫻園の人物のスケール、またその兵学・兵法に基づく現実判断、一種の経世思想に非常に魅かれたように思う。小楠の嘉永5、6年、安政元（嘉永7）、2、3年前半頃までの思想には櫻園の思想への共感の跡を探し出すのは困難ではない。しかし小楠には櫻園にはない徹底した合理的思考の追究意欲があり、『古事記』『日本書紀』に書かれたものをそのまま認めることができなかつた。他方櫻園は幕府の開国政策が引き帰すことが出来ないところまで行ったので、今に現実的問題で齟齬すべき時ではないという判断があり、「神事」への

没頭が始まり王政復古の見込みがつくまでその期間がつづくようになって、小楠は独自の道を歩き始める。それが安政2年の夏の百日に及ぶ『海国図志』の徹底した読書とそれをめぐる門弟内藤泰吉との対話、討論を契機とする西洋認識の変更、開国論への転換に基づくことは改めて言うまでもない。

なおこれらの門下生のうち、小楠は故人として、阿蘇惟治、照幡列之助（轟(木)武兵衛)は当事者として、立場は違うが重要な役割を占めるのは不思議な縁としか言うほかはない。

- 3) 「有道」「無道」を判定する基準が『夷虜応接大意』を書いた嘉永6年(1853)と『海国図志』を読んで開国論に転じた安政2年(1853)とでははっきり異なることに注目する必要がある。前者ではわが国やアジア諸国に開国を求める諸国の対外関係の態度、姿勢という観点から問題を捉えるのに対して、後者の場合は、欧米諸国の人民に対する統治の姿勢という観点から問題を捉えている。
- 4) 便宜のために、書き下し文(堤克彦「天道覚明論」の成立背景に関する歴史的考察」『熊本史学』、第66、67合併号)を、私の責任でいくらか直して示すことにする。

河上彦齋謹んで書を呈す

横井先生、先生の声耳に轟くや久し。風を歎び実を慕ひ、一見を求めんと欲すと雖ども俗事寸暇を得ず。遂に回循すること六、七年。此に於てや、一端東都に役し、丙辰の年(安政3年……引用者注)帰る。先生則ち都(熊本をさす)を離れて沼山津に移る。此れ境を隔つ二十里余の所、一日の暇を得るに非ざれば詢問すること能はず。遂に亦一年を過す也。而て近日聞く、先生の声寂然として大いに亦前日と異なるを。嗟乎怍むべきかな、彦齋竊に意へらく、先生の篤学潔行は一藩の望み也。何ぞ自ら外物に惑ひて是等の実あり得んや。是れ必ず伝者の大愆ならんと也。然りと雖ども物先ず腐つて後蟲生じ、人自ら毀つて後論起る。先生の今日の大声想へば必ず原あるらん。知者も千慮に一失有り。愚者も千慮に一得有りと。彦齋愚陋なること固より論無し。然りと雖も竊に自ら許すに報国の志無きに非ざる者也。是を以て猥りに自ら其分を顧ず、国家のために一見を求め至陋の所懐を吐かんと欲す。先生幸いに之を恕せよ。謹んで静門を叩くべし。

彦齋恐懼再拜

右奉呈

横井先生机下

なお彦齋がこの時小楠に会ったという記録は残っていない。

- 5) 横井の暗殺以後宮中では直ちに前右大臣中御門経之、議定鍋島直正、刑法官知事大原重徳を集めて早速緊急会議が開かれ、新政府行政官は即日大原に「横井平四郎ヲ殺害スル賊早速召捕糾弾之儀申付」と指令を発するとともに、3日後の正月8日に次のような布告を出した。「徴士横井平四郎ヲ殺害ニ及ヒ候儀、朝憲ヲ不憚以ノ外ノ事ニ候、元來暗殺等ノ所業全以府藩県正籍ニ列シ候者ニハ不可有事ニ候、万一壅閉ノ筋ヲ以右等、儀ニ及候哉、御一新後言路洞開府藩県不可達ノ地ハ無之筈ニ候、若脱籍ノ徒暗々天下ノ是非ヲ制シ朝廷ノ典刑ヲ乱リ候様ニテハ、何ヲ以綱紀ヲ張り皇国ヲ維持スルヲ得ンヤト深く宸怒被為在候、京地ハ勿論、府藩県ニ於テ厳重探索ヲ遂ケ、且平常無油断取締方屹度可相立旨被仰出候事」(「太政官日誌」、田中時彦「横井小楠暗殺事件」に拠る。)

そして正式に会議を開いて議決したのではないが、記録に残っているものを見ると、岩倉、大久保、広沢らはこの布告と同じ見解を示している。

- 6) 巢内信善は四国大洲の人。商家の出で当時久兵衛と称したが、後信善と称す。商務に熱意なく、士官常盤井仲衛について国学を学ぶ。矢野玄道、三輪田綱一郎は生涯を通じて同門の友。桜田門外の変の報を聞いて意を決して上洛、初め高松保実卿の雑掌となり、名を式部と改め、後に四鬼武とも鳴生とも称す。その後姉小路公知の辱知を得、親炙したが、公知は刺客に襲われて死んだ。その時伴をしていた金輪勇が抵抗することなく主人の刀を持って逃げたのを知って怒り、彼を烈しく面罵したのを怨まれ、彼がのちに投獄されたのが意外に長くなったのは金輪の策謀によったといわれている。

その後会津と薩摩とが手を結び、長州と相争うこととなったが、彼は長州方に直接加わることはなかったが、暗々裡に長州方に協力していたようである。その事実を新撰組に気づかれて投獄され、三年辛酸をなめた。慶応3年元旦に出獄。高松家から会津藩へのはたらきかけによるという。出獄後、直ちに(1月6日)侍従滋野井公寿の挙兵に参加、近江で戦った。

その年6月22日に兵部卿純仁親王(仁和寺純仁親王、のちの小松ノ宮彰仁親王)総督配下の一員となり131名の親兵の長として北陸方面の戦闘に参加、この折「軍曹」の位を授けられた。この

軍曹というのは旧陸軍の下士官の位である「曹長・軍曹・伍長」の軍曹ではなく、弘仁年間(810-823)鎮守府の職制が改められ「將軍一人、軍監一人、軍曹二人、醫師、弩師一人」という軍制をつくり、將軍は五位、軍監は六位、軍曹は八位という風に位置づけられていたのを援用したもので、御親兵の一隊 131 名の部下をもっていたというから、近代陸軍の大尉か中尉程度の位官に相当するものと思われる。

その戦争から帰還後、明治天皇の江戸遷都の時、彼も東行の軍に加わり、その任を全うしたと云う。帰洛後横井小楠の暗殺事件が起って以後の巢内の行動についてはおおかた述べた。彼がこの事件に関心をもった最大の動機は、若き日の小楠が「五倫ではなく四倫に変えなくてはいけない」と語ったということ、当時の小楠の考えであると思ひ込んだことに由るようである。

小楠の暗殺後、約 7 ヶ月たつて大村益次郎が殺された。その下手人の中、伊藤源助、金輪五郎、五十嵐伊織らは維新の志士であると共に彼の部下もしくは友人であった。巢内は彼らが梟首され、その後風雨に曝され鳥の餌食となっているのを憐れみ、処刑の後の死屍には罪はないだろうと判断し、彼らを供養してやろうと思ひ、兵部省に対して彼らの首級の埋葬方を出願した。

長州方はもちろん怒り、不屈者として捉え免職とする。軍職を解かれ禁固の身となった彼は故郷の禪寺興覚寺の一寓に籠居していたが、翌年 10 月(陽暦 11 月)机に倚ったままその生を終えた。大正年間その遺稿は『巢内信善遺稿』として編まれ、日本史籍協会叢書の一冊として収められている。その大部分は彼が折に触れて詠んだ慷慨の歌であり、当時の草莽の志士の心境を知る好箇の資料である。この稿はそこに附せられたいくつかの伝記によっている。

- 7) この「建言」は、小楠の暗殺者たちの助命運動に奔走していた人々の心情をよく示すものと思われるので引用しておく。(国事史料巻 10、305-6 頁)

建言

謹按スルニ刑罰ハ 列聖之同シク軫念シ玉ヒシ所青史ニ昭々タリ今復何ゾ贅センヤ今ヤ御復古ノ始政ニ當リ天下人心ノ服否最モ茲ニアリ今年正月五日京師寺町ノ事ハ維新以來ノ事旬日ヲ不出シテ四方ニ喧傳セリ彼刺客六名ノ内三名ノ罪科(一人ハ斃レ二人ハ脱網三人ハ就縛)今日ニ至リ群議異同未巳ト窃ニ惟ルニ此御處分ノ當否ハ實ニ 聖徳ニ關係ス然ルヲ某等緘黙セハ平生忠愛ノ誠ニ負ク故ニ冒万死論別如左中略

彼刺客等素ヨリ不學無知ノ者ナレハ 朝憲ヲ犯スノ罪タルヲ忘レ報國ノ事ハ此茲ヲ除キ 朝廷ヲ蠱惑セサラシムルノ外ナシト一途ニ心得シヨリ右ノ挙動ニ及ヒシト見ヘタリ其志ハ憐ムヘシト雖モ豈罪ナシトセンヤ某等虚心以テ之ヲ断センニ六名中五名ノ者ハ決行ノ儘直ニ刑官ニ就キ其處分ヲ待ツノ心ナク潜匿シテ 朝家ノ紛擾ヲ致シ剩ヘ許多ノ連座ヲ生セシハ卑怯ナリ且殺身報國ノ士道ニ背ク又外三名ノ者ノ如キハ数日ニシテ靦然就縛是レ罪ノ大ナルモノナリ然ルニ下獄ノ後一名ノモノ自ラ首謀ノ實ヲ吐キ嚴刑ニ就カント請ヒシヨシ是レ尚士氣ノ在ルアリヤ、稱スルニ足ル故ニ餘二名ノ捕獲ヲ待チ一同割腹ヲ命セラル、コト至當ナラン雖然横井徴庸中在廷ノ人其姦ヲ不辨蘇洵ノ眼力ニ乏シカリシハ朝家ノ御為メ不幸無此上濫擧ノ責恐ラクハ歸スル所アラン且維新以來殊に寛大至仁ノ叡慮ニヨリテ逆人ト云フトモ死スル者ナシ況ンヤ忠愛ノ赤子ナレハ(中略)彼三名ノ者死一等ヲ減シテ永ク筑藩ニ幽蝻ヲ命セラルヘク餘二名ノ者既ニ死セハ已ムモシ倫生他日被捕シカマタ何レノ藩ニカ永蝻ヲ命セラルヘシ彼徒ニアリテハ屠腹永蝻何ソ撰ハン但 朝廷ノ至仁至公ヲ天下ニ明示セラルコト今日在省ノ諸君子豈ニ之ヲ勗メサルヘケンヤ某等不勝懇願切望之至恐々謹白

巢内式部 吉見禎介 和田 肇
三輪田綱一郎 伊藤良馬 丸山作楽
中川潜叟 疋田源二郎 等

其後の消息

過日建言何出之所歎願の情委細ニ廟堂ニ上達貫徹致候由待詔院照幡氏より被申候事
尚又十九日照幡氏より横井斬姦之三名

朝廷思召被為在候ニ付死罪之儀御延引被仰出候旨御達有之候事

- 8) 当時の官制では、神祇官は太政官と共に他より一段高い官庁ということになっていた。
9) 大阪の古書屋河内屋和助が 5 冊の本を出したのは、明治 2 年現在から 7 年前としるしているので、それは文化 2 年に当たる。その年の秋、小楠は福井藩を挙げて大挙上洛の計画を立てていた。そのような時、しかも尊攘の志士たちが小楠憎しの感情に燃えている時、小楠がこの本を書く余裕もなく、また油に火をつけるような本をわざわざ出す必要もないであろう。
10) 小楠の「天壤非説」「天照大神私言」的な発想の思想は、彼が読んだ魏源の『海国図志』の「アメ

リカ」篇に見られる次のような箇所に触発されることによって形成された。「墨米堅に於ては華盛頓以来三大規模を立て、一は天地間の惨毒殺戮に超たるはなき故天意に則て宇内の戦争を息るを以て務とし、一は智識を世界に取て治教を裨益するを以て務とし、一は全国の大統領の権柄賢に譲て子に伝えず。君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし……（傍点源）」の傍点の部分である。（あるいはそれにつづく「政治経済治術其他百般の技芸器機等に至るまで凡地球上善美と称する者は悉く取て吾となし大に好生の仁風を掲げ」も加えてよいかもしれない。とくに「天道覚明論」の場合はそうである。）小楠の言おうとしていることの 2/3 は棄て、批判するに都合のいい部分だけを拡大し強調したものが恐らく「天壤非説」「天照大神私言」なのであろう。

- 11) 私が大宮司の小楠に対するアンビヴァレントな感情に気づいたのは、この裁判における大宮司の言説を繰り返し熟読することを通じてであるが、そのことを裏付ける資料が遺稿編 874 頁に載っている。それは「答阿蘇大宮司」と題する小楠の次の詩である。

「欲折仙桃花一朵。探來奇僻苦相尋。陽明洞裡窮陰合。春在武夷九曲深。」

残念なことに、これは大宮司と小楠との詩の応酬の「答」の部分であって、今のところ大宮司の問いかけの部分の詩が見当たらない。したがって小楠の詩を正確に理解することは難しい。ただ言えることは、安政 2、3 年頃、『海国図志』『アメリカ』篇を読むことによって米国の大統領制を知り、それこそ克舜の禪讓を現代に生かしたものと感動して、日本の朝廷もかくありたいものと思ひ、その結果小楠が「本朝百王一系統と申候者元来天照太神之御私に被為出候」と言ったことをめぐって大宮司から絶交を申し出す以前、恐らく嘉永 6、安政元年頃、小楠が実学党に属しながら、尊攘の士として林櫻園門下の人々とも行動を共にしていた時代の作と思われる。この詩では、小楠と大宮司との間には先輩・後輩との敬意に満ちた親交関係が存在していたことが看取される。

- 12) 櫻園はペリーが浦賀に来て開国を迫った時こそ、わが国が抗戦のために立ち上がるべき時と考えていた。もちろんその時幕府軍が勝つと考えていたのではない。その戦いで負けることは必至である。しかしそのような中で敗戦の中から立ち上がった勇者が出て幕府を仆すとともに、徹底抗戦で米国は疲れて愚かな戦争は止めるだろう。その時日本は世界の中でその存在を堂々と認められるだろう。櫻園はそう考えていた。林大学頭が談笑しながら開国の条約の調印を済ませたことを聞いて、既に我が事終われりとし、明治になるまで世間から遠ざかりひたすら神まつりに沈潜したという。

櫻園の徹底抗戦の話はベトナムのことを想い出させて興味深いですが、それはそれとしてその後小楠は『海国図志』を読み、国を開いて平和を実現しつつ富強をはかり、そのことを通じて、独立の道を歩こうとした。大宮司は社会への態度においてむしろ小楠の歩こうとしている道に共感を覚えたのであろう。

- 13) 実際明律では、廢帝を企てる者の罪責は「謀反」罪に該当し、本人はもとより死刑であるが、共同謀議者の場合も主従を別たさず斬、その妻・妾・女は功臣の家に給付され、その財産は官に入るとされる。本人については、祖父・父・子・孫・兄弟及び同居人は異性の人も同じく、伯叔・その兄弟子供のうちの男子で 16 歳を超えたものは、篤疾・廢疾を問わず、皆斬刑となる。15 歳以下の男子及び母・妻・妾もしくは子の妻妾は功臣の家財として授けられる。財産はすべて官のものとなる。（他の細かい規定は省く。）

これに対して「廢帝」の言説をなす者、または自分は言い出さなくてもこれを言いふらした者は斬殺される。（家族には及ばない。）そして廢帝の言がしるされた本をもっている人は杖で百回叩かれ、徒刑三年（三年間の奴僕）と規定されている。なるほど両者の罪責の規定には大きな差があるが、しかし刑部省の上申書を見ると、これよりはるかに軽く考えられている。（以上、内田智雄・日原利国校訂の荻生徂徠『明律国字解』創文社による。）

- 14) 小楠の「海軍」を主体とする日本の国防体制は万延元年（1860）の『国是三論』から見え始め（安政 2 年の『陸兵問答書』にはその構想はまだまったく見られない。多分『海国図志』をまだ読まない安政 2 年（1855）の前期に書かれたものであろう）、元治元年（1864）年の『海軍問答書』において最もまとまった形をとる。恐らく議論としては安政 3 年から始まっていたものであろう。（大宮司はその当時の小楠との討論の中の「海軍論」にヒントを得たものであろう。）ところで大宮司の「心組」では、親王や天皇を直接支える宮家の方が軍の長となる（もちろん象徴的な意味の長であってそれを支える実務者の存在が想定されている）のに対し、小楠の『海軍問答書』にはそのような軍政的発想はまったくない。神戸に開かれる予定の海軍伝習所のことを念頭に置いたものであるから観点が異なる。そこでは「伝習既に熟するに随ひ別に将校を用ることを禁じ、総て此の諸生をして軍艦の職役を命じ、其才能長技に随て匹夫たり共一般の長一軍の将にも挙げ用ひ、貴族たりとも所長なければ用ひず。一切太平因循の習弊を去り」と実力主義の人材登庸が考えられ、貴族（この場

合は藩主、とくにその子弟が念頭に置かれている）であっても、この能力主義の枠の中に組みこまれている。（山崎正董編『横井小楠』遺稿篇 22 頁）。そして更に「軍艦十艘にも及びなば代る代る海外に乗出し外国を巡観するときは聡明を開き膽気を壮にし、彼が長を取りて我短を補ひ我長を以て彼が短を制し、十年を待たずして全国の人心奮励発動し、外夷の恐るるに足らざるのみならず却て万国を呑むの正気を發生するに至り、恐怖の人情に比するに真に昼夜明時の変ずるが如くなる可し」（同上）と、海軍による国民性の改造ということさえ構想されている。

- 15) 小楠が、米国から帰った早々の森有礼や鮫島尚信らと京都で会い、米国の議会制や大統領制とともにトマス・レイク・ハリスの話聞いて非常な感銘を受けたことについては、拙稿「横井小楠における天の観念とキリスト教」、『アジア文化研究』別冊 11（2002 年、国際基督教大学アジア文化研究所）を参照されたい。
- 16) この原稿を書いた後、政府は林櫻園だけでなく、各藩の代表的神道家を呼んでその考えを聞いたということを知った。それが正しいかどうかは分からない。もし本当なら私の見解は否定されねばならない。それと同時に岩倉がいろいろの神道家からどのような考えを聞き、それに対してどのような反応を示したかということを知りたい。
- 17) とところで G. B. サンソムが小楠について書いていることは途中までは抵抗なく読めるが、小楠の晩年の思想について要約的に書き始めると途端に分りにくくなる。彼は小楠を「世界の合一原理の提議者」とみなす。そして小楠の思想は林則徐がヴィクトリア女王に宛てた手紙の中にある「シナが世界の中心」であり、そこから「四圍に対して、恵み深き仁慈を注ぐ」という考えと同じ性格のものと考えている。何を根拠にそんなことを言っているのかよく判らない。なぜなら小楠には日本を世界の中心とする「日本の中華主義」はないからである。次に「小楠の理念は、後年ドイツが、自己の文化を世界におし弘めようとする提案をしたことと類似しているのは不快である。」という彼の文章を読むと、恐らく 1866 年（慶応 2）に二人の甥が米国に留学に発つ時に驢のこぼとした「明堯舜孔子之道。尽西洋器械之術。何止富国。何止強兵。布大義於四海而已」の句からそのような結論を出したものらしい。この「大義ヲ四海ニ布カンノミ」という句がサンソム卿の癪に障ったのだ。しかもその句がヒットラーの「純粋ゲルマン民族の使命」の思想を連想させるという考えは、あまりの奇想天外さに、最初呼んだ時私も絶句するような思いにうたれた。そして G. B. サンソムはどうしてこのような発想をしたのかということをはっきりとしたいと思ったのである。
 - ①まずサンソム卿の主張に立ってみる。彼は「大義ヲ四海ニ布ク」ということばから、世俗化された宗教的教理の宣布ということを連想してそれに感覚的に不快な感情をもったに相違ない。なぜなら彼は百年戦争の後、宗教的相対主義の立場に立って〈tolerance〉を唱えたロック以来の思想的立場に立つ人であり、「大義ヲ四海ニ布ク」ということばに仁慈という仮面をかぶった押しつけがましさを感じたに違いない。
 - ②次に「大義ヲ四海ニ布ク」ということばを二人の甥の米国留学の驢として与えた小楠を、彼らの状況からサンソムが考えた過程を想像してみると、彼は「大義ヲ四海ニ布ク」ということばの前に「何ゾ富国ニ止マラン、何ゾ強兵ニ止マラン」という句をしるしているから、富国・強兵という世界制覇をめざした、その隠された意図があって「大義ヲ四海ニ布ク」ということを言っているのではないか、その証拠に二人の甥は海軍将校になることをめざしている。そしてこの海軍は世界征服の手段だ。
 - ③サンソムは小楠理解のために徳富蘇峰の『大正の青年と帝国の前途』を読む。そこには小楠は林子平・本多利明・佐藤信淵と共に「帝国主義者」の範疇に入れてある。（尤も蘇峰は小楠のことを「精神主義的帝国主義者」として他者とは違う面を認めている。）サンソムはそれ以前に小楠の作品を読んでいるから、そこから得た小楠のイメージから「帝国主義者」という蘇峰の範疇化に疑いをもつ。そこで現実の小楠は帝国主義者ではない、しかし将来の日本人は小楠を「帝国主義者」として受けとる可能性をかなり強くもつという判断を下す。
 - ④1916 年（大正 5）に書かれた『大正の青年と帝国の前途』における蘇峰は、若き日、マンチェスター学派（Cobden, Bright）に心酔して『将来の日本』を書いた当時（1886）とは違って、20 世紀の世界は、自由主義・民主主義が支配しているように一見見えるけれども、実はそうではなく、実質的には民族主義・国家主義の支配の時代であり、カイザルの支配するドイツの民族礼讃の教説こそ日本が学ぶべきものという考えをもっている。そして小楠は将来その文脈で理解されるに違いないという蘇峰の考えを、サンソムは嫌いなながらも、その考えの影響を受ける。ここでは「大義ヲ四海ニ布カンノミ」という小楠の言説はサンソムの小楠理解を屈折させる大きなはたらきの力をもっている。

⑤G. B. サンソムは当時ナチズムの純粹ゲルマン民族礼讃の教説に対して嫌悪感をもっている。

④と⑤とが結合すると、小楠の将来の日本におけるはたらきは、精神主義的世界主義と膨張主義とを結合したとの、すなわち「小楠の理念」はナチスドイツが自己の文化を世界に押し込めようとする提案に似たものになって甚だ不快である、という結論が出てきたのである。

このようなサンソムの小楠理解の屈折を可能ならしめたものとして、史家 G. B. サンソムのちょっと考えにくい思い違いがある。彼は言う。「1853 年（嘉永 6）以来における反幕・西欧化運動の指導者の大半が、日本を究極的にアジアにおいて膨張させる目的で、国内政治を改革・統合し、外国貿易に従事し、武力を充実しなければならぬという方式をとったことはほとんど疑いないところである。秀でた行政官で、たんなる夢想家ではなかったところの佐藤信淵も、小楠と接触があったが、1823 年（文政 6）の『混同秘策』を著わし、その中で、国内改革を提案し、その改革こそ、日本がシナおよび極東の世界征服を行なうまえに必須の事業であると論じた。」（G. B. サンソム『西洋世界と日本』邦訳 上巻 329頁）と断定している。

こうなると G. B. サンソムの頭脳の中では平和主義者小楠の思想も、将来の日本の世界制覇事業の加担者の役割を演じ得ることになる。しかし小楠がそれ以前に信淵に会ったとされる 1823 年（文政 6）の『混同秘策』の成立の年は、小楠は数え年 15 歳の少年で、故郷熊本藩校時習館で学んでいた時期であり、小楠側には信淵に会ったという記録はない。他方信淵はその頃上総国山辺郡大豆谷村（今日の千葉県東金市）において、著作活動に専念していた時期である。二人が当時会ったというのは何かの思い違いとしか言いようがない。そのことが明らかとなれば、小楠の思想の将来の役割がナチズム翼賛思想と似たものとなったというサンソムの判断の一劃は崩れる。

そのほかに G. B. サンソムの判断のひとつの根拠となった海軍重視即膨張主義の一般論が小楠の場合に該当しない論拠をいくつか示すと、小楠が海軍主力の国防政策を提唱した理由は、それまで他の知識人や政治家と同様、彼も支持していた陸軍主体の鎖国主義的国防政策は（ケンペルの鎖国論はこの政策を支持、鎖国主義時代の小楠はこれを採用）、蒸気船が発明されてその判断の基本的条件が変わって、海軍重視こそ最適の国防政策であるという認識からである。また日本は海外諸国との貿易は奨励したが、その相互共生の貿易を平和実現の経済的条件と小楠は考えており、日本は大国にならないことを国是とすべきだというものであり（福井藩士村田氏寿（巳三郎）『関西巡回記』における小楠と氏寿との対話）、小楠は海外膨張主義とは相反する平和思想のもち主である。

また本文中で述べたように（「天道覚明論」の章）、慶応元年の小楠は、米国がワシントンの創業時代とはまったく変わって national interests の追究を国是とする国家に変わったという認識をもっており、そういう状況の下でキリスト教の宣教師のように大義を宣布するということでは、相手が議論を吹きかけた場合は論議をいとわないが、相手が耳を傾ける時は諄々と自分の考えを説き、また自分の誠心の在りようを以て自己の考えの義しさを説得させるような在り方を押し、宗教戦争の戦士というより文明の国の哲人のような相貌を示し始めていた時であるから、「大義ヲ四海ニ布カンノミ」ということばから G. B. サンソムが連想していたものとはかなり違ったものであったように思われる。国の独立を護るという点では小楠の考えは一貫しているが、海外膨張主義者とはまったく異なった存在であった。そして大東亜戦争中、小楠を利用して戦争を煽る者はいなかった。尤も佐藤信淵の思想は形を変えて石原莞爾の満洲経営に利用された。

これで「大義ヲ四海ニ布カンノミ」という小楠のことばについての G. B. サンソムの誤解を解く作業は終わる。ところで徳富蘇峰の「帝国主義」のイデオロギーとは関係なしに、小楠の思想に基づいて、自らには帝国主義思想はないが、日本がある地域の所有者となった時、その事態に逆わないが、一方的に搾取するのではなく、その土地の生活者の立場に立って植民政策をおこなったケースはないか。ある。それは小楠→安場保和→後藤新平の系譜である。後藤新平が今日でも台湾で讃えられているのは、帝国主義的利益のために、その土地に住んでいる人々の生活を無視して一方的に利益を収奪するというのではなく、土地の人民の利益と福祉のために、彼らの生活の慣行を尊重し、それに副った仕方である——それを新平は科学者らしく「生物学の原則に従って」と言っている——当時の総督児玉源太郎と呼吸の合った仕方である政策を実行して見事に成功した。ところで新平の「生物学の原則」に従った政策の根底には「人民のための政治」「天下の民と共にする政治」という小楠の政治理念があった。それは新平の岳父であり、小楠の愛弟子であった安場保和を通して新平が身につけたものであった。もちろん小楠の名がそこで稱呼され、宣伝されることはなかった。

後藤新平というと、従来、高野長英との関係だけが強調されていたが、維新直後、敗戦の混乱のさなかで沈滞の状態にあった水沢藩（膽沢県）の大参事となった安場保和は、見込みのある三少年（後藤新平、斎藤實、山崎為徳）を給仕として採用し、彼らの能力の助成をはかった。この安場保

和（後藤新平は安場の娘和子と結婚）ならびにその退任後、その地位を受け継いで彼らの助成に協力した嘉悦氏房、野田豁通らも小楠の弟子たちであることを忘れてはならない。

- 18) ベーテル・ツェンペリイ (1743-28)。われわれは普通トウンベルクとドイツ語風に読んでいるが、彼はスウェーデン人であるからツェンペリイと読むべきであろう。彼はスウェーデンのウプサラ大学でリンネから植物学、生物学を学び、その後パリで医学を学び、オランダで植物学の研究をした後、1770-8 年の間、東方の諸国へ研究旅行に行き、1775 年 8 月 13 日に来日、1776 年の 11 月 23 日に出島を去っている。その間 1776 年館長フェイトルに附いて江戸参府、長崎屋に泊まる。その間將軍の侍医桂川甫周と本草学に詳しい中川淳庵の二人は毎日のようにツェンペリイを訪ね、ツェンペリイがスウェーデンに帰った後も二人はツェンペリイと文通を交わしている。

彼は短時間のうちに日本の植物を蒐集するだけでなく、日本の植物に「二命名法」による学名を与え、さらには日本の植物の「属」「種」の確立をした。その分類原理は師のリンネの創意によるものである。そしてその成果は 1784 年に『日本植物誌』として刊行された。その時その図鑑に標記されたものは種子植物 375 属 735 種、隠花植物 27 属 77 種という。この分類原理は日本でも早速学ばれたが、それを大成したのは伊藤圭介の『泰西本草名疏』である。この後貝原益軒の日本の本草学は始めて現在の植物学へと進化した。その「属」の分類原理がどのように植物学や生物学を超えて一般の学術世界のことばとして通用するようになったかの研究はこれからというところであろう。

- 19) 「天道覚明論」が横井小楠の真作が否かということは戦前から甲論乙駁の状態がつづいている。私はそのことをまだ自分で調べていないので、ここでは堤克彦「『天道覚明論』の成立背景に関する歴史的考察（一）」に載ったいくつかの議論の紹介をさらに短くし紹介しておく。

小楠の作とするもの

- ・坂田大『小楠と天道覚明論』坂田情報社、昭和 35 年。小楠の作とする論拠不明。但河上彦齋説（『開国始末』）を誤りとするメリットがある。
- ・佐々木憲徳『横井小楠評伝』文化新報社、昭和 41 年。これは都立中央図書館にもなかったもので、残念ながら読めなかったが、当時のものとして群を抜いてすぐれた内容のものらしい。堤論文に拠ると①小楠の堯舜三代説は人物抜擢のための理論的基礎であったこと、②堯舜三代の治績と米国の共和制を等同に考えること、③血統論も堯舜三代説に由来し、はじめは対人君、のちには対皇室として主張されている、④米田（長岡）監物との絶交理由は小楠の血統論排撃がはじめられた為とすること、⑤「天道覚明論」は偽作にあらざること、⑥小楠は儒教基督教の習合論をなせること、⑦神道蔑視を公表した小楠は郷国の敬神党の人々から敵視されていたこと。これを見ると、当時の小楠理解として非常にすぐれていることに間違いはない。但し私も松浦氏と同じく⑤の問題については賛成できない。

小楠の作品ではないとするもの

(イ) 偽作としてその内容を低く評価するもの

- ・熊本県上益城郡支会沼山津分会編『横井小楠先生』大正 10 年
- ・圭室諦成『横井小楠』（人物叢書）吉川弘文館、昭和 42 年「天道覚明論」の内容を非常に低く評価。

(ロ) 偽作とし、その点は佐々木憲徳論に反対であるが、しかも佐々木の説の内容を高く評価するもの。

- ・松浦玲『横井小楠』（朝日評伝選 8）朝日新聞社、昭和 51 年
松浦氏が佐々木論を高く評価する面：小楠の学問・思想に照して見て、こういうことを書いてもおかしくないとする点
佐々木氏論への反対の面：「当時の肥後藩において小楠を除いてかかる文章を草し得る者はない」と佐々木氏がする点。松浦氏はそれに反対して、すぐれた模倣の文章を書いて読者をまぎらわすことは可能であるとする。

その後の新説

- ・堤克彦『横井小楠』西日本新聞社、平成 11 年
「『天道覚明論』の成立に関する歴史的考察」（一）（二）『熊本史学』、第 66、67 合併号
「『天道覚明論』の周辺事情」（論文）熊本県高等学校地歴・公民科研究会『研究紀要』第 33 号、2003 年 3 月

「天道覚明論」の作者は小楠であるという点では、従来にも同様の説があるが、「東臯野人」なるものを問題とするという点でも最初の研究者であり、「東臯野人」は「元田永孚」であるとい

うこれまで誰も考えつかなかった説を発表した研究者。堤氏が、小楠説を主張する理由の第一は、以下のような小楠をとりまく状況の変化である。「土道忘却事件」で帰熊した小楠をとりまく状況は、土籍を奪われ定収入零という経済状況、されには彼をとりまく学校派の冷たい態度、林櫻園門下の尊攘論者・敬神主義者のイデオロギー面の批難、かつての実学党の仲間たちも長岡監物との間の絶交以来、交誼も薄くなり、文化3年の帰郷以来慶応元年になるまで元田との交渉がなく、彼の門下生、たまに訪れる坂本龍馬、福井藩士、門下生の経済援助、窮状を見兼ねての福井藩士を通じての松平春嶽の経済援助、龍馬を通じての勝海舟の経済援助等でやっと身や家族を支えていたが、慶応3年頃には開国反対を主張する林櫻園ならびにその門下生に対して、あくまで積極的開国を主張しつつづけていること、土道忘却事件後、土籍を奪われ経済的苦境のさ中であつたが、その中でも元治年間になると熊本で長岡監物の次子米田（左馬助）、そして慶応元年からは元田を介して長岡護美（良之介）、さらに護美を通じて世子（澄之介）、即ちのちの最後の藩主細川護久、へと連絡がつくようになり、実学党を中心とする藩政改革への見通しがついたこと、等があつて小楠は自己の考えを主張し、林櫻園及び肥後勤王党、その流れをくむ敬神党に対して、一種の勝利宣言をしたかった。そしてそれが「天道覚明論」である、というのが氏の小楠説である。氏の説を補強するものとして堤氏が考えているもの：桃節山『西遊日記』（現在『日本庶民生活資料集成』三一書房、第20巻に収録）、楠本碩水『過庭餘聞』（『楠本端山・碩水全集』葦書房に収録）。

なお堤氏は何人もこれまで言及しなかった新説、すなわち「東臯野人」なるものが「元田永学」であるという説を発表している。（同氏著『横井小楠』、ならびにその基礎になるものとしての「天道覚明論」の周辺事情）参照）

その後更に藤間正大氏の「小楠思想第二の転機 再考」、『近代熊本』第27号がある。これは堤説を批判して、「天道覚明論」の筆者は大宮司阿蘇惟治とするものである。これはわが意を得たりという説で、『西遊日記』の説に対する堤氏の見解に反対、これを以て小楠を「天道覚明論」の作者であるとする見解を否定している。

なお藤間氏は「天道覚明論」のタイトルは儒教の理念によってではなく、祖法に従って「天台の宗法」の観点からつけられたとする注目すべき新説を提唱している。

- 20) 堤克彦著『横井小楠』西日本新聞社。ならびにより詳しくは堤氏「横井小楠の「天道覚明論」の周辺事情」、同上。
- 21) 楠本碩水は、兄の端山とともに九州最後の程朱学者と呼ばれ、兄が程明道に、碩水は程伊川に擬せられている。現在佐保沖の針生島に塾を開いて教育に当りながら多くの著書を残した。岡田武彦・荒木見悟・町田三郎・福田殖篇「楠本端山・碩水全集」（葦書房、昭和55年）に碩水のほとんど全部の作品が収録されている。若い時公用で肥後に勉強に来て、藩としては木下韃村を指導教官にしたが、学風合わず、儒学の経学の面では月田蒙齋に私淑するとともに、小楠の人物や思想に非常に魅力を感じ、三回も訪問している。「過庭餘聞」に小楠についての貴重な記録を残している。

なお「楠本端山・碩水全集」の巻末に岡田氏の『楠本端山と碩水』と題する大雄篇があり、荒木見悟・町田三郎・福田殖三氏による碩水の作品についての解題が附せられ、大変有益である。なお碩水については福田殖氏の『楠本碩水——九州における最後の崎門学者』（1988年10月30日、『九州大学中国哲学論集』第14巻所収）があり、碩水のみを対象にした唯一の論文である。
- 22) 木下韃村（犀譚とも号す）は幕末から明治初頭における熊本を代表する儒者。精密な学風で識られる。井上毅、古荘嘉門、竹添進一郎ら明治の舞台で活躍した旧学校派の秀才はその弟子。小楠より2、3歳年上の時習館の居寮生。共に江戸に留学中、小楠と合わず、小楠より絶交を申出される。
- 23) 月田蒙齋（文政4・1807-慶応2・1866）は熊本北部の荒尾の神官の家に生まれて儒教を志し、田舎の子供に教えながら「為己之学」としての朱子学を窮め、経学の深さでは抜群で崎門学派三宅尚齊の学統を継ぎ、楠本端山・碩水兄弟に少なからぬ影響を与えた。

彼の経学思想については、難波征男氏の「月田蒙齋」（『楠本端山』、「日本の思想家」42、昭和53年）がほとんど唯一の論考であろう。なお蒙齋については上村希美雄氏が『宮崎兄弟伝』（葦書房）において宮崎二郎との関係で論ぜられている。
- 24) 幕末日本における「聖武記」ならびに『海国図志』の受容については、拙稿「幕末日本における中国を通しての「西洋学習」」（源了圓・巖沼遼編『日中文化交流史叢書』(3)、大修館書店、1995年10月刊）を参照されたい。
- 25) 徳富熊太郎（一義）の『東遊日記』によると、小楠は京都滞在中、4月25日および28、30日と5月8日と4回も春日潜庵を訪れているが、一回の訪問時間が長いことがその特徴である。小楠は嘉

永4年2月28日から同年8月21日までの関西方面への旅行中会った多くの人物中、これらと思った人として、柳川の池辺藤左衛門、徳山の井上弥太郎、芸州の吉村重助、京都の春日潜庵、大阪の大久保要の5人をあげているが、潜庵については「春日潜庵は会程才力明敏なる人物にて深く相交り咄合仕候」と語っている。(山崎正董『横井小楠』伝記編、184-5頁、ならびに190頁)

本論で使用した基本文献

『肥後藩国事史料』巻10

『肥後国誌』下

『肥後先哲遺蹟』後編

山崎正董著『横井小楠』伝記篇

山崎正董編『横井小楠』遺稿篇

史籍協会史籍叢書『保古飛呂比 佐々木高行日記 四』明治2年

同 『大久保利通日記』

同 「岩倉具視関係文書面」

菊山正明『明治国家の形成と司法制度』

我妻栄・林茂・辻清明・国藤重光編『日本政治裁判史録 明治前』

櫻園先生遺稿 全

岡田武彦・荒木見悟・町田三郎・福田殖篇「楠本端山・碩水全集」葦書房、昭和55年